

第132回丹波市議会定例会

自 令和5年12月1日
至 令和5年12月25日

議案審議資料

(No.1)

【目 次】

①同意第42号	(丹波市教育委員会委員の任命)	… 1～2
②議案第76号	(丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例改正)	… 3～4
③議案第78号	(丹波市・一部事務組合公平委員会設置に関する規約の変更等に係る協議)	… 5～7
④議案第79号	(丹波市・一部事務組合情報公開審査会設置に関する規約の変更等に係る協議)	… 8～10
⑤議案第80号	(丹波市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び丹波市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例改正)	… 11～13
⑥議案第81号	(丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等改正)	… 14～19
⑦議案第82号	(丹波市職員の給与に関する条例等改正)	… 20～47
⑧議案第83号	(丹波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例改正)	… 48～52
⑨議案第84号	(物品購入契約の締結)	… 53～55
⑩議案第85号	(丹波市ミルネ診療所に係る指定管理者の指定)	… 56～57
⑪議案第86号	(丹波市ミルネ訪問看護ステーションに係る指定管理者の指定)	… 58～59
⑫議案第87号	(丹波市立青垣農村滞在施設棉ばたけに係る指定管理者の指定)	… 60～61
⑬議案第88号	(丹波市立薬草薬樹公園に係る指定管理者の指定)	… 62～63
⑭議案第89号	(市道路線の認定(稻畑13号線))	… 64～65
⑮議案第90号	(丹波市太陽光発電施設と地域環境との調和に関する条例制定)	… 66～67
⑯議案第91号	(丹波市火災予防条例改正)	… 68～77
⑰議案第92号	(物品購入契約の締結)	… 78～80

丹 波 市

**人事案件は白ページにしています。
(P1～P2)**

議案第76号

丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第4項の規定により、丹波市、氷上多可衛生事務組合及び丹波少年自然の家事務組合で共同して設置する公平委員会の委員について、弁護士、大学教授等を選任した場合の報酬額を新たに規定するため、提案するものである。

2 改正の概要

公平委員会委員の職の区分及び報酬額を次のように改める。

- | | | |
|------------------|----|-----------|
| (1) 弁護士、大学教授、准教授 | 1回 | 20,000円 |
| (2) 上記以外 | | 日額 7,000円 |

3 施行日

公布の日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年丹波市条例第41号）新旧対照表

現行				改正後（案）			
○丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例				○丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例			
平成16年11月1日 条例第41号				平成16年11月1日 条例第41号			
最終改正 令和4年12月26日条例第31号				最終改正 令和4年12月26日条例第31号			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
特別職に属する非常勤の職員の報酬額				特別職に属する非常勤の職員の報酬額			
職の区分		報酬額		職の区分		報酬額	
		支払区分	金額（円）			支払区分	金額（円）
選挙管理委員会	委員長	日額	9,000	選挙管理委員会	委員長	日額	9,000
	委員	日額	8,000		委員	日額	8,000
選挙長等	選挙長	1回	10,800	選挙長等	選挙長	1回	10,800
	期日前投票所の投票管理者	1回	11,300		期日前投票所の投票管理者	1回	11,300
	投票所の投票管理者	1回	12,800		投票所の投票管理者	1回	12,800
	開票管理者	1回	10,800		開票管理者	1回	10,800
	投票所の投票立会人	日額	10,900		投票所の投票立会人	日額	10,900
	期日前投票所の投票立会人	日額	9,600		期日前投票所の投票立会人	日額	9,600
	不在者投票施設の投票立会人	日額	10,900		不在者投票施設の投票立会人	日額	10,900
	開票立会人	1回	8,900		開票立会人	1回	8,900
	選挙立会人	1回	8,900		選挙立会人	1回	8,900
公平委員会委員		日額	7,000	公平委員会委員	弁護士、大学教授、准教授	1回	20,000
					上記以外	日額	7,000
監査委員	識見を有する者から選任された委員	月額	94,000		監査委員	識見を有する者から選任された委員	月額
	議会の議員から選任された委員	月額	46,000			議会の議員から選任された委員	月額
農業委員会	会長	月額	44,900	農業委員会	会長	月額	44,900
	副会長	月額	38,900		副会長	月額	38,900
	委員	月額	34,500		委員	月額	34,500
	農地利用最適化推進委員	月額	31,000		農地利用最適化推進委員	月額	31,000
固定資産評価員		年額	35,100	固定資産評価員		年額	35,100
固定資産評価審査委員会	委員長	日額	11,000	固定資産評価委員会	委員長	日額	11,000
	委員	日額	9,000		委員	日額	9,000
《省略》				《省略》			
備考 勤務が半日の場合における日額報酬は、2分の1の額とする。				備考 勤務が半日の場合における日額報酬は、2分の1の額とする。			

議案第78号

丹波市・一部事務組合公平委員会設置に関する規約の変更等に係る協議について

1 提案の趣旨

丹波少年自然の家事務組合が令和6年3月31日をもって解散することに伴い、丹波市・一部事務組合公平委員会を共同設置する団体の数を減じ、及び同委員会の規約を変更するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により関係団体と協議するため、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、提案するものである。

2 改正の概要

公平委員会を共同設置する関係団体から丹波少年自然の家事務組合を削除する。

3 施行日

令和6年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

【地方自治法 抜粋】

(協議会の設置)

第252条の2の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあっては総務大臣、その他のものにあっては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4～6 略

(機関等の共同設置)

第252条の7 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第138条第1項若しくは第2項に規定する事務局若しくはその内部組織（次項及び第252条の13において「議会事務局」という。）、第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員、同条第3項に規定する附属機関、第156条第1項に規定する行政機関、第158条第1項に規定する内部組織、委員

会若しくは委員の事務局若しくはその内部組織（次項及び第252条の13において「委員会事務局」という。）、普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員、第174条第1項に規定する専門委員又は第200条の2第1項に規定する監査専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。

- 2 前項の規定による議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し、又はこれらの議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員の共同設置を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。
- 3 第252条の2の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の場合について、同条第4項の規定は第1項の場合について、それぞれ準用する。

丹波市・一部事務組合公平委員会設置に関する規約（平成16年丹波市制定）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市・一部事務組合公平委員会設置に関する規約</p> <p>平成16年11月 1 日 制定</p> <p>改正 令和2年10月 1 日 (設置)</p> <p>第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、次に掲げる地方公共団体（以下「関係団体」という。）は、共同して公平委員会を設置する。</p> <p>丹波市、氷上多可衛生事務組合、<u>丹波少年自然の家事務組合</u></p>	<p>○丹波市・一部事務組合公平委員会設置に関する規約</p> <p>平成16年11月 1 日 制定</p> <p>改正 令和2年10月 1 日 (設置)</p> <p>第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、次に掲げる地方公共団体（以下「関係団体」という。）は、共同して公平委員会を設置する。</p> <p>丹波市、氷上多可衛生事務組合 _____</p>

議案第79号

丹波市・一部事務組合情報公開審査会設置に関する規約の変更等 に係る協議について

1 提案の趣旨

丹波少年自然の家事務組合が令和6年3月31日をもって解散することに伴い、丹波市・一部事務組合情報公開審査会を共同設置する団体の数を減じ、及び同審査会の規約を変更するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により関係団体と協議するため、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、提案するものである。

2 改正の概要

情報公開審査会を共同設置する関係団体から丹波少年自然の家事務組合を削除する。

3 施行日

令和6年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

【地方自治法 抜粋】

(協議会の設置)

第252条の2の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあっては総務大臣、その他のものにあっては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4～6 略

(機関等の共同設置)

第252条の7 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第138条第1項若しくは第2項に規定する事務局若しくはその内部組織（次項及び第252条の13において「議会事務局」という。）、第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員、同条第3項に規定する附属機関、第156条第1項に規定する行政機関、第158条第1項に規定する内部組織、委員

会若しくは委員の事務局若しくはその内部組織（次項及び第252条の13において「委員会事務局」という。）、普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員、第174条第1項に規定する専門委員又は第200条の2第1項に規定する監査専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。

- 2 前項の規定による議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し、又はこれらの議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員の共同設置を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。
- 3 第252条の2の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の場合について、同条第4項の規定は第1項の場合について、それぞれ準用する。

丹波市・一部事務組合情報公開審査会設置に関する規約（平成16年丹波市制定）新旧対照表

現行	改正後（案）																
<p>○丹波市・一部事務組合情報公開審査会設置に関する規約</p> <p>平成16年11月1日 制定 (設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定に基づき、次に掲げる地方公共団体（以下「関係団体」という。）は、別表に掲げる条例に基づく情報公開審査会を共同して設置する。</p> <p>丹波市、氷上多可衛生事務組合、<u>丹波少年自然の家事務組合</u></p> <p>別表（第1条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係団体</th> <th>条例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>丹波市</td> <td>丹波市情報公開条例（平成16年丹波市条例第9号）</td> </tr> <tr> <td>氷上多可衛生事務組合</td> <td>氷上多可衛生事務組合情報公開条例（平成13年氷上多可衛生事務組合条例第3号）</td> </tr> <tr> <td>丹波少年自然の家事務組合</td> <td>丹波少年自然の家事務組合情報公開条例（平成13年丹波少年自然の家事務組合条例第2号）</td> </tr> </tbody> </table>	関係団体	条例	丹波市	丹波市情報公開条例（平成16年丹波市条例第9号）	氷上多可衛生事務組合	氷上多可衛生事務組合情報公開条例（平成13年氷上多可衛生事務組合条例第3号）	丹波少年自然の家事務組合	丹波少年自然の家事務組合情報公開条例（平成13年丹波少年自然の家事務組合条例第2号）	<p>○丹波市・一部事務組合情報公開審査会設置に関する規約</p> <p>平成16年11月1日 制定 (設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定に基づき、次に掲げる地方公共団体（以下「関係団体」という。）は、別表に掲げる条例に基づく情報公開審査会を共同して設置する。</p> <p>丹波市、氷上多可衛生事務組合</p> <p>別表（第1条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係団体</th> <th>条例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>丹波市</td> <td>丹波市情報公開条例（平成16年丹波市条例第9号）</td> </tr> <tr> <td>氷上多可衛生事務組合</td> <td>氷上多可衛生事務組合情報公開条例（平成13年氷上多可衛生事務組合条例第3号）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	関係団体	条例	丹波市	丹波市情報公開条例（平成16年丹波市条例第9号）	氷上多可衛生事務組合	氷上多可衛生事務組合情報公開条例（平成13年氷上多可衛生事務組合条例第3号）		
関係団体	条例																
丹波市	丹波市情報公開条例（平成16年丹波市条例第9号）																
氷上多可衛生事務組合	氷上多可衛生事務組合情報公開条例（平成13年氷上多可衛生事務組合条例第3号）																
丹波少年自然の家事務組合	丹波少年自然の家事務組合情報公開条例（平成13年丹波少年自然の家事務組合条例第2号）																
関係団体	条例																
丹波市	丹波市情報公開条例（平成16年丹波市条例第9号）																
氷上多可衛生事務組合	氷上多可衛生事務組合情報公開条例（平成13年氷上多可衛生事務組合条例第3号）																

議案第80号

丹波市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び丹波市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が公布されたことに伴い、関係条例の規定を整理する必要があるため、提案するものである。

2 改正の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）の条ずれに伴う改正

3 改正する条例

- (1) 丹波市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（令和元年丹波市条例第29号）
- (2) 丹波市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年丹波市条例第36号）

4 施行日

令和6年4月1日

5 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（令和元年丹波市条例第29号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 令和元年12月24日 条例第29号 改正 令和2年3月10日条例第23号 (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2第8項</u>の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>	<p>○丹波市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 令和元年12月24日 条例第29号 改正 令和2年3月10日条例第23号 (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>

丹波市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年丹波市条例第36号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 令和2年6月26日 条例第36号 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法<u>第243条の2の2第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>○丹波市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 令和2年6月26日 条例第36号 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法<u>第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。</p>

議案第81号

丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が公布されたことに伴い、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となったことから、所要の改正を行うため、提案するものである。

2 改正の概要

- (1) 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給
- (2) その他字句の修正

3 改正する条例

- (1) 丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年丹波市条例第12号）
- (2) 丹波市職員の育児休業等に関する条例（平成16年丹波市条例第35号）
- (3) 丹波市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年丹波市条例第220号）

4 施行日

令和6年4月1日

5 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年丹波市条例第12号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○丹波市会計年度任用職員の給与及び費用 弁償に関する条例 令和元年9月30日 条例第12号 最終改正 令和5年3月13日条例第2号 (会計年度任用職員の給与) 第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当 <u>及び期末手当</u> をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬 <u>及び期末手当</u> をいう。	○丹波市会計年度任用職員の給与及び費用 弁償に関する条例 令和元年9月30日 条例第12号 最終改正 令和5年3月13日条例第2号 (会計年度任用職員の給与) 第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、 <u>期末手当及び勤勉手当</u> をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬、 <u>期末手当及び勤勉手当</u> をいう。
2 給与は、他の条例に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員からの申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。	2 給与は、他の条例に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員からの申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。
3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。 (勤務1時間当たりの給与額の算出) 第15条 第9条において準用する給与条例第24条、第10条において準用する給与条例第25条及び第11条並びに次条において準用する給与条例第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に当たる日を除く。以下この項において同じ。) 及び12月29日から翌年の1月3日までの日(同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計に7時間45分を乗じて得た数(勤務時間条例	3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。 (勤務手当) 第13条の2 給与条例第35条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第35条の規定による勤勉手当の支給について準用する。 (勤務1時間当たりの給与額の算出) 第15条 第9条において準用する給与条例第24条、第10条において準用する給与条例第25条及び第11条並びに次条において準用する給与条例第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に当たる日を除く。以下この項において同じ。) 及び12月29日から翌年の1月3日までの日(同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計に7時間45分を乗じて得た数(丹波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年丹波市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員にあっては、当該乗じて得た数に、同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数)を減じたもので除して得た額とする。 (給与の減額)

第16条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日）又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日）である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第17条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を丹波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年丹波市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条から第6条の2までの規定を適用して得た額とする。

（期末手当）

第22条 給与条例第32条から第34条までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第32条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6箇月以内の

第16条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日にに関する法律に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日）又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日）である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第17条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例

第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条から第6条の2までの規定を適用して得た額とする。

（期末手当）

第22条 給与条例第32条から第34条までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条及び次条第1項において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第32条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6箇月以内の

パートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期が6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

パートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期が6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

(勤勉手当)

第22条の2 給与条例第35条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第35条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

丹波市職員の育児休業等に関する条例（平成16年丹波市条例第35号）新旧対照表

丹波市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年丹波市条例第220号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>平成16年11月1日 条例第220号</p> <p>最終改正 令和4年12月26日条例第34号 (会計年度任用企業職員の給与)</p> <p>第21条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員（次項において「会計年度任用企業職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当<u>及び期末手当</u></p> <p>_____</p> <p>(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当<u>及び期末手当</u></p> <p>_____</p> <p>2 会計年度任用企業職員の給与の基準については、丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年丹波市条例第12号）の規定を準用する。</p>	<p>○丹波市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>平成16年11月1日 条例第220号</p> <p>最終改正 令和4年12月26日条例第34号 (会計年度任用企業職員の給与)</p> <p>第21条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員（次項において「会計年度任用企業職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u></p> <p>(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u></p> <p>2 会計年度任用企業職員の給与の基準については、丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年丹波市条例第12号）の規定を準用する。</p>

議案第82号

丹波市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受ける国家公務員の給与が改定されることに伴い、国の取扱いに準拠し、所要の改正を行うため、提案するものである。

2 改正の概要

（1）給料表

民間給与との較差（0.96%）を解消するため、給料表を引上げ改定

（2）期末・勤勉手当

ボーナスを引き上げ、民間の支給状況等を踏まえ期末・勤勉手当に配分

ア 常勤一般職員

期末・勤勉手当の支給月数0.10月の引上げ（4.40月→4.50月）

イ 再任用職員

期末・勤勉手当の支給月数0.05月の引上げ（2.30月→2.35月）

ウ 特定期付職員

期末手当の支給月数0.10月の引上げ（3.30月→3.40月）

（常勤一般職の場合の支給月数）

	6ヶ月期	12ヶ月期
令和5年度 期末手当	1.20月（支給済み）	1.25月（現行1.20月）
	1.00月（支給済み）	1.05月（現行1.00月）
令和6年度 以降 期末手当	1.225月	1.225月
	1.025月	1.025月

（3）在宅勤務等手当

在宅勤務等を中心とした働き方をする職員に対し、月額3,000円を支給

（4）その他字句の修正

3 改正する条例

（1）丹波市職員の給与に関する条例（平成16年丹波市条例第47号）

（2）丹波市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年丹波市条例第220号）

（3）丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年丹波市条例第27号）

（4）丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年丹波市条例第12号）

4 施行日

(1) 公布の日（第1条、第4条、第6条関係）

※適用日は、令和5年4月1日

(2) 令和6年4月1日（第2条、第3条、第5条、附則第3条関係）

5 附則により改正する条例

丹波市立看護専門学校兵庫県派遣教員の給与に関する条例（平成26年丹波市条例第53号）

6 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市職員の給与に関する条例（平成16年丹波市条例第47号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市職員の給与に関する条例 平成16年11月1日 条例第47号 最終改正 令和5年3月13日条例第2号 (管理職員特別勤務手当)</p> <p>第30条 管理職員特別勤務手当は、管理職手当を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合は、その職員に対して支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、前条第1項の規定による規則で定める職にある者が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額(同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)</p> <p>(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関して必要な事項は、規則で定める。 (期末手当)</p> <p>第32条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下の条から第33条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第34条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第39条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 100分の120 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p>	<p>○丹波市職員の給与に関する条例 平成16年11月1日 条例第47号 最終改正 令和5年3月13日条例第2号 (管理職員特別勤務手当)</p> <p>第30条 管理職員特別勤務手当は、管理職手当を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合は、その職員に対して支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、前条_____の規定による規則で定める職にある者が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額(同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)</p> <p>(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関して必要な事項は、規則で定める。 (期末手当)</p> <p>第32条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下の条及び次条_____においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日（同条及び第34条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第39条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120</u>、<u>12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p>

(4) 3箇月未満 100分の30

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と_____する。
- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額の合計額とする。
- 5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上で規則で定めるもの及び特定任期付職員並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの及び特定任期付職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の10を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 6 第2項に規定する在職期間の算定について必要な事項は、規則で定める。

（勤勉手当）

第35条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に_____100分の100_____を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に_____100分の47.5_____を乗じて得た額の総額

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。

(4) 3箇月未満 100分の30

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。
- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額の合計額とする。
- 5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上で規則で定めるもの及び特定任期付職員並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの及び特定任期付職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の10を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 6 第2項に規定する在職期間の算定について必要な事項は、規則で定める。

（勤勉手当）

第35条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。

4 第32条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第35条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条中「前条第1項」とあるのは「第35条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第35条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第35条第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。)」と読み替えるものとする。

別表第1 (第7条関係) 行政職給料表

(単位:円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
前再	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
任用	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
短時	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
間勤	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
務職員以外の職員	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100

4 第32条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第35条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条中「前条第1項」とあるのは「第35条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第35条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第35条第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。)」と読み替えるものとする。

別表第1 (第7条関係) 行政職給料表

(単位:円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
前再	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
任用	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
短時	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
間勤	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
務職員以外の職員	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400

33	198, 500	247, 200	282, 400	325, 500	353, 400	382, 100	427, 300
34	199, 900	248, 100	284, 100	327, 500	355, 200	383, 500	428, 600
35	201, 400	249, 000	285, 700	329, 400	357, 000	385, 000	429, 900
36	202, 900	250, 000	287, 400	331, 500	358, 700	386, 600	431, 100
37	204, 200	250, 900	289, 000	333, 400	360, 100	388, 000	432, 300
38	205, 500	252, 200	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200	433, 100
39	206, 700	253, 400	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400	433, 900
40	208, 000	254, 700	294, 300	339, 200	364, 200	391, 500	434, 700
41	209, 300	256, 000	295, 800	341, 100	365, 500	392, 600	435, 300
42	210, 600	257, 400	297, 500	343, 000	366, 400	393, 800	436, 000
43	211, 900	258, 600	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000	436, 700
44	213, 200	259, 800	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400
45	214, 300	260, 900	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200
46	215, 600	262, 100	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000
47	216, 900	263, 400	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400
48	218, 200	264, 500	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100
49	219, 200	265, 600	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600
50	220, 300	266, 600	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000
51	221, 300	267, 800	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400
52	222, 300	268, 900	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800
53	223, 300	269, 900	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200
54	224, 200	270, 900	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600
55	225, 100	272, 000	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000
56	226, 000	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300
57	226, 300	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600
58	227, 100	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000
59	227, 800	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300
60	228, 500	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600
61	229, 200	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900
62	230, 000	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100	
63	230, 700	280, 000	326, 500	367, 600	383, 900	405, 300	
64	231, 300	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700	
65	231, 900	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000	
66	232, 500	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300	
67	233, 100	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600	
68	233, 800	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900	
69	234, 500	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100	
70	235, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400	
71	235, 600	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700	
72	236, 300	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000	
73	237, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200	
74	237, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500	
75	238, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800	
76	238, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000	
77	239, 300	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200	
78	240, 000	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500	
79	240, 700	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800	
80	241, 200	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000	
81	241, 700	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200	
82	242, 300	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500	
83	242, 900	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800	

33	208, 000	252, 400	285, 900	327, 600	355, 300	383, 800	428, 600
34	209, 300	253, 300	287, 500	329, 600	357, 100	385, 200	429, 900
35	210, 600	254, 100	289, 000	331, 500	358, 800	386, 600	431, 200
36	211, 900	254, 900	290, 500	333, 500	360, 500	388, 000	432, 400
37	213, 200	255, 600	291, 900	335, 400	361, 900	389, 400	433, 600
38	214, 400	256, 700	293, 500	337, 300	363, 200	390, 600	434, 400
39	215, 600	257, 900	295, 100	339, 200	364, 500	391, 800	435, 200
40	216, 700	259, 000	296, 700	341, 100	365, 900	392, 800	436, 000
41	217, 800	260, 200	298, 200	342, 900	367, 000	393, 900	436, 600
42	218, 900	261, 400	299, 800	344, 800	367, 900	395, 100	437, 300
43	219, 900	262, 500	301, 300	346, 600	368, 900	396, 200	438, 000
44	220, 900	263, 600	302, 800	348, 400	370, 000	397, 300	438, 700
45	221, 800	264, 700	304, 400	349, 900	370, 800	398, 000	439, 500
46	222, 700	265, 800	306, 000	351, 300	371, 700	398, 700	440, 300
47	223, 600	266, 900	307, 600	352, 700	372, 600	399, 400	440, 700
48	224, 500	267, 900	309, 100	354, 200	373, 400	400, 100	441, 400
49	225, 400	268, 900	310, 000	355, 700	374, 200	400, 700	441, 900
50	226, 300	269, 900	311, 500	356, 500	375, 000	401, 300	442, 300
51	227, 200	270, 900	313, 000	357, 500	375, 800	401, 800	442, 700
52	228, 100	271, 800	314, 600	358, 500	376, 500	402, 200	443, 100
53	228, 900	272, 700	316, 200	359, 400	377, 200	402, 600	443, 500
54	229, 800	273, 600	317, 800	360, 500	377, 900	402, 900	443, 900
55	230, 700	274, 500	319, 300	361, 400	378, 600	403, 200	444, 300
56	231, 500	275, 400	320, 800	362, 400	379, 300	403, 500	444, 600
57	231, 800	276, 300	322, 200	363, 300	379, 800	403, 800	444, 900
58	232, 600	277, 200	323, 400	364, 000	380, 400	404, 100	445, 300
59	233, 300	278, 100	324, 500	364, 700	381, 000	404, 400	445, 600
60	233, 900	279, 000	325, 600	365, 300	381, 700	404, 700	445, 900
61	234, 500	280, 000	326, 300	365, 700	382, 100	405, 000	446, 200
62	235, 200	281, 000	327, 200	366, 300	382, 800	405, 300	
63	235, 800	281, 900	328, 000	367, 000	383, 400	405, 600	
64	236, 300	282, 800	328, 800	367, 700	384, 000	405, 900	
65	236, 800	283, 300	329, 600	368, 000	384, 400	406, 200	
66	237, 300	284, 000	330, 000	368, 700	385, 000	406, 500	
67	237, 800	284, 700	330, 600	369, 400	385, 600	406, 800	
68	238, 400	285, 600	331, 300	370, 000	386, 200	407, 100	
69	238, 900	286, 600	332, 100	370, 300	386, 600	407, 300	
70	239, 400	287, 400	332, 800	370, 900	387, 100	407, 600	
71	239, 900	288, 200	333, 500	371, 600	387, 600	407, 900	
72	240, 400	289, 000	334, 100	372, 200	388, 200	408, 100	
73	240, 900	289, 700	334, 600	372, 500	388, 500	408, 300	
74	241, 400	290, 200	335, 200	373, 100	388, 900	408, 600	
75	241, 800	290, 600	335, 700	373, 800	389, 300	408, 900	
76	242, 300	291, 000	336, 300	374, 400	389, 700	409, 100	
77	242, 800	291, 200	336, 600	374, 800	390, 000	409, 300	
78	243, 300	291, 500	337, 100	375, 300	390, 300	409, 600	
79	243, 800	291, 700	337, 500	375, 900	390, 600	409, 900	
80	244, 300	292, 000	337, 900	376, 400	390, 800	410, 100	
81	244, 700	292, 200	338, 300	376, 900	391, 000	410, 300	
82	245, 200	292, 400	338, 800	377, 500	391, 300	410, 600	
83	245, 600	292, 700	339, 300	378, 000	391, 600	410, 900	

84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
94		294,900	342,600					
95		295,200	343,100					
96		295,600	343,500					
97		295,800	343,700					
98		296,100	344,100					
99		296,500	344,500					
100		296,900	344,800					
101		297,100	345,100					
102		297,400	345,500					
103		297,800	345,900					
104		298,100	346,300					
105		298,300	346,800					
106		298,600	347,200					
107		299,000	347,600					
108		299,300	348,000					
109		299,500	348,500					
110		299,900	348,900					
111		300,300	349,200					
112		300,600	349,500					
113		300,800	350,000					
114		301,000						
115		301,300						
116		301,700						
117		301,900						
118		302,100						
119		302,400						
120		302,700						
121		303,100						
122		303,300						
123		303,600						
124		303,900						
125		304,200						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第7条関係） 医療職給料表

84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100		
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300		
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300			
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600			
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800			
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000			
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300			
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600			
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800			
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000			
94		295,900	343,600					
95		296,200	344,100					
96		296,600	344,500					
97		296,800	344,700					
98		297,100	345,100					
99		297,500	345,500					
100		297,900	345,800					
101		298,100	346,100					
102		298,400	346,500					
103		298,800	346,900					
104		299,100	347,300					
105		299,300	347,800					
106		299,600	348,200					
107		300,000	348,600					
108		300,300	349,000					
109		300,500	349,500					
110		300,900	349,900					
111		301,300	350,200					
112		301,600	350,500					
113		301,800	351,000					
114		302,000						
115		302,300						
116		302,700						
117		302,900						
118		303,100						
119		303,400						
120		303,700						
121		304,100						
122		304,300						
123		304,600						
124		304,900						
125		305,200						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第7条関係） 医療職給料表

(単位：円)

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	400,400	471,700
2	403,300	474,000
3	405,900	476,200
4	408,600	478,500
5	411,000	480,700
6	413,300	482,900
7	415,400	485,100
8	417,300	487,300
9	419,500	489,300
10	422,200	491,400
11	424,800	493,500
12	427,500	495,600
13	429,900	497,700
14	432,400	499,800
15	434,800	501,900
16	437,300	504,000
17	439,300	506,100
18	441,700	508,100
19	444,000	510,100
20	446,400	512,100
21	447,900	513,900
22	450,300	515,700
23	452,600	517,600
24	454,900	519,500
25	456,900	521,200
26	459,200	523,000
27	461,400	524,800
28	463,700	526,600
29	465,800	528,200
30	468,100	530,000
31	470,400	531,800
32	472,600	533,600
33	474,600	535,200
34	476,700	537,000
35	478,800	538,700
36	480,900	540,500
37	483,000	542,100
38	484,800	543,700
39	486,600	545,100
40	488,400	546,700
41	490,100	548,200
42	491,900	549,600
43	493,700	551,000
44	495,500	552,300
45	497,100	553,500
46	498,800	554,500
47	500,600	555,500
48	502,400	556,500

(単位：円)

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	406,900	474,700
2	409,600	477,000
3	412,100	479,200
4	414,700	481,500
5	417,100	483,700
6	419,100	485,800
7	420,900	488,000
8	422,800	490,000
9	424,600	491,900
10	427,300	494,000
11	429,800	496,100
12	432,200	498,200
13	434,400	500,300
14	436,900	502,200
15	438,900	504,300
16	441,000	506,400
17	443,000	508,300
18	445,200	510,300
19	447,400	512,300
20	449,500	514,100
21	450,900	515,900
22	453,300	517,700
23	455,600	519,500
24	457,800	521,300
25	459,800	522,900
26	462,100	524,700
27	464,300	526,500
28	466,600	528,300
29	468,700	529,900
30	470,900	531,700
31	473,200	533,500
32	475,300	535,300
33	477,100	536,900
34	479,200	538,700
35	481,300	540,400
36	483,300	542,100
37	485,400	543,700
38	487,100	545,300
39	488,900	546,700
40	490,700	548,300
41	492,300	549,800
42	494,100	551,200
43	495,900	552,600
44	497,500	553,900
45	498,900	555,100
46	500,600	556,100
47	502,400	557,100
48	504,100	558,100

49	504,000	557,500
50	505,300	558,400
51	506,600	559,300
52	507,900	560,200
53	508,900	561,000
54	510,200	561,900
55	511,500	562,800
56	512,800	563,700
57	513,800	564,600
58	514,600	565,500
59	515,400	566,400
60	516,200	567,100
61	517,100	568,000
62	517,900	568,900
63	518,800	569,800
64	519,600	570,700
65	520,500	571,600
66	521,400	572,500
67	522,100	573,400
68	523,000	574,300
69	523,900	575,200
70	524,700	576,100
71	525,600	577,000
72	526,500	577,900
73	527,300	578,800
74	528,200	579,700
75	529,100	580,600
76	529,800	581,500
77	530,600	582,400
78	531,500	583,300
79	532,400	584,200
80	533,300	585,100
81	534,100	586,000
82	535,000	586,900
83	535,900	587,800
84	536,800	588,700
85	537,600	589,600
86	538,500	590,500
87	539,400	591,400
88	540,300	592,300
89	541,100	593,200

備考 この表は、診療所に勤務する医師に適用する。

49	505,600	559,100
50	506,900	560,000
51	508,200	560,900
52	509,500	561,800
53	510,500	562,600
54	511,800	563,500
55	513,100	564,400
56	514,400	565,300
57	515,400	566,200
58	516,200	567,100
59	517,000	568,000
60	517,800	568,700
61	518,700	569,600
62	519,500	570,500
63	520,400	571,400
64	521,200	572,300
65	522,100	573,200
66	523,000	574,100
67	523,700	575,000
68	524,600	575,900
69	525,500	576,800
70	526,300	577,700
71	527,200	578,600
72	528,100	579,500
73	528,900	580,400
74	529,800	581,300
75	530,700	582,200
76	531,400	583,100
77	532,200	584,000
78	533,100	584,900
79	534,000	585,800
80	534,900	586,700
81	535,700	587,600
82	536,600	588,500
83	537,500	589,400
84	538,400	590,300
85	539,200	591,200
86	540,100	592,100
87	541,000	593,000
88	541,900	593,900
89	542,700	594,800

備考 この表は、診療所に勤務する医師に適用する。

丹波市職員の給与に関する条例（平成16年丹波市条例第47号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○丹波市職員の給与に関する条例 平成16年11月1日 条例第47号 最終改正 令和5年3月13日条例第2号 (給与の種類) 第5条 職員の給与は、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当_____、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。 (通勤手当) 第20条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。） (2) 通勤のため自動車その他の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。） (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。） 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗	○丹波市職員の給与に関する条例 平成16年11月1日 条例第47号 最終改正 令和5年3月13日条例第2号 (給与の種類) 第5条 職員の給与は、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。 (通勤手当) 第20条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。） (2) 通勤のため自動車その他の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。） (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。） 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗

じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、

支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員_____にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

- ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道3キロメートル未満である職員 2,100円
- イ 使用距離が片道3キロメートル以上4キロメートル未満である職員 2,900円
- ウ 使用距離が片道4キロメートル以上5キロメートル未満である職員 3,700円
- エ 使用距離が片道5キロメートル以上7キロメートル未満である職員 4,500円
- オ 使用距離が片道7キロメートル以上10キロメートル未満である職員 5,800円
- カ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円
- キ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円
- ク 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円
- ケ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円
- コ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円
- サ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円
- シ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円
- ス 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円
- セ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円
- ソ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円
- タ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関

じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(第22条第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。)にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

- ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道3キロメートル未満である職員 2,100円
- イ 使用距離が片道3キロメートル以上4キロメートル未満である職員 2,900円
- ウ 使用距離が片道4キロメートル以上5キロメートル未満である職員 3,700円
- エ 使用距離が片道5キロメートル以上7キロメートル未満である職員 4,500円
- オ 使用距離が片道7キロメートル以上10キロメートル未満である職員 5,800円
- カ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円
- キ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円
- ク 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円
- ケ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円
- コ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円
- サ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円
- シ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円
- ス 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円
- セ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円
- ソ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円
- タ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関

- 等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額
- 3 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月の規則で定める日に支給する。
 - 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。
 - 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。
 - 6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。

第22条 削除

(期末手当)

第32条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から次条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第34条第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第39条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 6箇月 100分の100
 - (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
 - (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

- 3 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月の規則で定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。
- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。
- 6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。

(在宅勤務等手当)

第22条 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

- 2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(期末手当)

第32条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から次条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第34条第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第39条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 6箇月 100分の100
 - (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
 - (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。
- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額の合計額とする。
- 5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上で規則で定めるもの及び特定任期付職員並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの及び特定任期付職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の10を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 6 第2項に規定する在職期間の算定について必要な事項は、規則で定める。

（勤勉手当）

第35条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。

(4) 3箇月未満 100分の30

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と _____する。
- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額の合計額とする。
- 5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上で規則で定めるもの及び特定任期付職員並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの及び特定任期付職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の10を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 6 第2項に規定する在職期間の算定について必要な事項は、規則で定める。

（勤勉手当）

第35条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。

- 4 第32条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第35条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条中「前条第1項」とあるのは「第35条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第35条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第35条第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

- 4 第32条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第35条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条中「前条第1項」とあるのは「第35条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第35条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第35条第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

丹波市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年丹波市条例第220号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>平成16年11月1日 条例第220号</p> <p>最終改正 令和4年12月26日条例第34号 (給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いた全額とする。</p> <p>3 手当の種類は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当_____、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当とする。</p> <p>(特殊勤務手当)</p> <p><u>第8条の2</u> 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に支給する。</p>	<p>○丹波市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>平成16年11月1日 条例第220号</p> <p>最終改正 令和4年12月26日条例第34号 (給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いた全額とする。</p> <p>3 手当の種類は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当とする。</p> <p><u>(在宅勤務等手当)</u></p> <p><u>第8条の2 在宅勤務等手当</u>は、住居その他これに準ずるものとして管理者が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他管理者が定める時間を除く。）の全部を勤務することを、管理者が定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に対して支給する。</p> <p>(特殊勤務手当)</p> <p><u>第8条の3</u> 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に支給する。</p>

丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年丹波市条例第27号）新旧対照表

現行	改正後（案）																																
○丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成28年9月29日 条例第27号 最終改正 令和4年12月26日条例第34号 (特定任期付職員の給与の特例)	○丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成28年9月29日 条例第27号 最終改正 令和4年12月26日条例第34号 (特定任期付職員の給与の特例)																																
第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である職員及び技能労務職員（地公法第57条に規定する単純な労務に雇用される者であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である職員及び技能労務職員（地公法第57条に規定する単純な労務に雇用される者であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>376,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>422,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>472,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>533,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>608,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>710,000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>830,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。</p> <p>3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その給料月額を、同表に掲げる7号給の給料額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。</p> <p>4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</p> <p>5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 給与条例第7条から第11条まで、第16条、第17条、第19条、第29条及び第35条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p>	号給	給料月額	1	376,000	2	422,000	3	472,000	4	533,000	5	608,000	6	710,000	7	830,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>380,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>427,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>477,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>539,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>615,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>718,000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>839,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。</p> <p>3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その給料月額を、同表に掲げる7号給の給料額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。</p> <p>4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</p> <p>5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 給与条例第7条から第11条まで、第16条、第17条、第19条、第29条及び第35条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p>	号給	給料月額	1	380,000	2	427,000	3	477,000	4	539,000	5	615,000	6	718,000	7	839,000
号給	給料月額																																
1	376,000																																
2	422,000																																
3	472,000																																
4	533,000																																
5	608,000																																
6	710,000																																
7	830,000																																
号給	給料月額																																
1	380,000																																
2	427,000																																
3	477,000																																
4	539,000																																
5	615,000																																
6	718,000																																
7	839,000																																

- 2 特定期付職員に対する給与条例第30条第1項、第31条及び第32条第2項の規定の適用については、給与条例第30条第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年丹波市条例第27号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第31条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第32条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の165」とする。
- 3 給与条例第16条、第17条、第19条及び第21条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。
- 4 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第20条第2項第2号及び第24条第3項の規定の適用については、これらの規定中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

- 2 特定期付職員に対する給与条例第30条第1項、第31条及び第32条第2項の規定の適用については、給与条例第30条第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年丹波市条例第27号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第31条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第32条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。
- 3 給与条例第16条、第17条、第19条及び第21条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。
- 4 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第20条第2項第2号及び第24条第3項の規定の適用については、これらの規定中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年丹波市条例第27号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成28年9月29日 条例第27号 最終改正 令和4年12月26日条例第34号 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 紹与条例第7条から第11条まで、第16条、第17条、第19条、第29条及び第35条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する紹与条例第30条第1項、第31条及び第32条第2項の規定の適用については、紹与条例第30条第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年丹波市条例第27号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、紹与条例第31条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、紹与条例第32条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の165</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>3 紹与条例第16条、第17条、第19条及び第21条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。</p> <p>4 任期付短時間勤務職員に対する紹与条例第20条第2項第2号及び第24条第3項の規定の適用については、これらの規定中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>	<p>○丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成28年9月29日 条例第27号 最終改正 令和4年12月26日条例第34号 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 紹与条例第7条から第11条まで、第16条、第17条、第19条、第29条及び第35条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する紹与条例第30条第1項、第31条及び第32条第2項の規定の適用については、紹与条例第30条第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年丹波市条例第27号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、紹与条例第31条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、紹与条例第32条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>3 紹与条例第16条、第17条、第19条及び第21条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。</p> <p>4 任期付短時間勤務職員に対する紹与条例第20条第2項第2号及び第24条第3項の規定の適用については、これらの規定中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>

丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年丹波市条例第12号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
○丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例			○丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例		
令和元年9月30日			令和元年9月30日		
条例第12号			条例第12号		
最終改正 令和5年3月13日条例第2号			最終改正 令和5年3月13日条例第2号		
別表第1（第4条関係） 行政職給料表			別表第1（第4条関係） 行政職給料表		
(単位：円)			(単位：円)		
職務の級	1級	2級	職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額	号給	給料月額	給料月額
1	150,100	198,500	1	162,100	208,000
2	151,200	200,300	2	163,200	209,700
3	152,400	202,100	3	164,400	211,400
4	153,500	203,900	4	165,500	212,900
5	154,600	205,400	5	166,600	214,400
6	155,700	207,200	6	167,700	216,200
7	156,800	209,000	7	168,800	217,900
8	157,900	210,800	8	169,900	219,600
9	158,900	212,400	9	170,900	221,100
10	160,300	214,200	10	172,300	222,600
11	161,600	216,000	11	173,600	224,100
12	162,900	217,800	12	174,900	225,600
13	164,100	219,200	13	176,100	226,800
14	165,600	221,000	14	177,600	228,200
15	167,100	222,700	15	179,100	229,600
16	168,700	224,500	16	180,700	231,000
17	169,800	226,100	17	181,800	232,400
18	171,200	227,800	18	183,200	234,000
19	172,600	229,400	19	184,600	235,500
20	174,000	230,900	20	186,000	236,900
21	175,300	232,200	21	187,300	238,100
22	177,800	233,800	22	189,600	239,700
23	180,300	235,400	23	191,800	241,200
24	182,800	236,900	24	194,000	242,600
25	185,200	237,900	25	196,200	243,600
26	186,900	239,400	26	197,900	245,100
27	188,500	240,700	27	199,400	246,400
28	190,200	241,900	28	200,900	247,600
29	191,700	243,100	29	202,400	248,700
30	193,400	244,100	30	203,800	249,700
31	195,200	245,100	31	205,200	250,600
32	196,900	246,100	32	206,600	251,500
33	198,500	247,200	33	208,000	252,400
34	199,900	248,100	34	209,300	253,300
35	201,400	249,000	35	210,600	254,100
36	202,900	250,000	36	211,900	254,900
37	204,200	250,900	37	213,200	255,600
38	205,500	252,200	38	214,400	256,700

39	206, 700	253, 400
40	208, 000	254, 700
41	209, 300	256, 000
42	210, 600	257, 400
43	211, 900	258, 600
44	213, 200	259, 800
45	214, 300	260, 900
46	215, 600	262, 100
47	216, 900	263, 400
48	218, 200	264, 500
49	219, 200	265, 600
50	220, 300	266, 600
51	221, 300	267, 800
52	222, 300	268, 900
53	223, 300	269, 900
54	224, 200	270, 900
55	225, 100	272, 000
56	226, 000	273, 100
57	226, 300	274, 000
58	227, 100	275, 000
59	227, 800	275, 900
60	228, 500	277, 000
61	229, 200	278, 100
62	230, 000	279, 100
63	230, 700	280, 000
64	231, 300	281, 000
65	231, 900	281, 500
66	232, 500	282, 400
67	233, 100	283, 100
68	233, 800	284, 000
69	234, 500	285, 000
70	235, 100	285, 800
71	235, 600	286, 600
72	236, 300	287, 400
73	237, 000	288, 200
74	237, 600	288, 700
75	238, 200	289, 100
76	238, 700	289, 600
77	239, 300	289, 800
78	240, 000	290, 100
79	240, 700	290, 300
80	241, 200	290, 700
81	241, 700	290, 900
82	242, 300	291, 100
83	242, 900	291, 500
84	243, 400	291, 800
85	243, 900	292, 100
86	244, 500	292, 400
87	245, 100	292, 700
88	245, 600	293, 100
89	246, 100	293, 400

39	215, 600	257, 900
40	216, 700	259, 000
41	217, 800	260, 200
42	218, 900	261, 400
43	219, 900	262, 500
44	220, 900	263, 600
45	221, 800	264, 700
46	222, 700	265, 800
47	223, 600	266, 900
48	224, 500	267, 900
49	225, 400	268, 900
50	226, 300	269, 900
51	227, 200	270, 900
52	228, 100	271, 800
53	228, 900	272, 700
54	229, 800	273, 600
55	230, 700	274, 500
56	231, 500	275, 400
57	231, 800	276, 300
58	232, 600	277, 200
59	233, 300	278, 100
60	233, 900	279, 000
61	234, 500	280, 000
62	235, 200	281, 000
63	235, 800	281, 900
64	236, 300	282, 800
65	236, 800	283, 300
66	237, 300	284, 000
67	237, 800	284, 700
68	238, 400	285, 600
69	238, 900	286, 600
70	239, 400	287, 400
71	239, 900	288, 200
72	240, 400	289, 000
73	240, 900	289, 700
74	241, 400	290, 200
75	241, 800	290, 600
76	242, 300	291, 000
77	242, 800	291, 200
78	243, 300	291, 500
79	243, 800	291, 700
80	244, 300	292, 000
81	244, 700	292, 200
82	245, 200	292, 400
83	245, 600	292, 700
84	246, 000	292, 900
85	246, 400	293, 200
86	246, 800	293, 500
87	247, 200	293, 800
88	247, 600	294, 100
89	248, 000	294, 400

90	246,600	293,800
91	246,900	294,100
92	247,300	294,500
93	247,600	294,700
94		294,900
95		295,200
96		295,600
97		295,800
98		296,100
99		296,500
100		296,900
101		297,100
102		297,400
103		297,800
104		298,100
105		298,300
106		298,600
107		299,000
108		299,300
109		299,500
110		299,900
111		300,300
112		300,600
113		300,800
114		301,000
115		301,300
116		301,700
117		301,900
118		302,100
119		302,400
120		302,700
121		303,100
122		303,300
123		303,600
124		303,900
125		304,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第29条に規定する会計年度任用職員を除く。

別表第2 (第4条関係) 医療職給料表

(単位:円)

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	400,400	471,700
2	403,300	474,000
3	405,900	476,200
4	408,600	478,500
5	411,000	480,700
6	413,300	482,900
7	415,400	485,100
8	417,300	487,300

90	248,500	294,800
91	248,800	295,100
92	249,100	295,500
93	249,400	295,700
94		295,900
95		296,200
96		296,600
97		296,800
98		297,100
99		297,500
100		297,900
101		298,100
102		298,400
103		298,800
104		299,100
105		299,300
106		299,600
107		300,000
108		300,300
109		300,500
110		300,900
111		301,300
112		301,600
113		301,800
114		302,000
115		302,300
116		302,700
117		302,900
118		303,100
119		303,400
120		303,700
121		304,100
122		304,300
123		304,600
124		304,900
125		305,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第29条に規定する会計年度任用職員を除く。

別表第2 (第4条関係) 医療職給料表

(単位:円)

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	406,900	474,700
2	409,600	477,000
3	412,100	479,200
4	414,700	481,500
5	417,100	483,700
6	419,100	485,800
7	420,900	488,000
8	422,800	490,000

9	419, 500	489, 300
10	422, 200	491, 400
11	424, 800	493, 500
12	427, 500	495, 600
13	429, 900	497, 700
14	432, 400	499, 800
15	434, 800	501, 900
16	437, 300	504, 000
17	439, 300	506, 100
18	441, 700	508, 100
19	444, 000	510, 100
20	446, 400	512, 100
21	447, 900	513, 900
22	450, 300	515, 700
23	452, 600	517, 600
24	454, 900	519, 500
25	456, 900	521, 200
26	459, 200	523, 000
27	461, 400	524, 800
28	463, 700	526, 600
29	465, 800	528, 200
30	468, 100	530, 000
31	470, 400	531, 800
32	472, 600	533, 600
33	474, 600	535, 200
34	476, 700	537, 000
35	478, 800	538, 700
36	480, 900	540, 500
37	483, 000	542, 100
38	484, 800	543, 700
39	486, 600	545, 100
40	488, 400	546, 700
41	490, 100	548, 200
42	491, 900	549, 600
43	493, 700	551, 000
44	495, 500	552, 300
45	497, 100	553, 500
46	498, 800	554, 500
47	500, 600	555, 500
48	502, 400	556, 500
49	504, 000	557, 500
50	505, 300	558, 400
51	506, 600	559, 300
52	507, 900	560, 200
53	508, 900	561, 000
54	510, 200	561, 900
55	511, 500	562, 800
56	512, 800	563, 700
57	513, 800	564, 600
58	514, 600	565, 500
59	515, 400	566, 400

9	424, 600	491, 900
10	427, 300	494, 000
11	429, 800	496, 100
12	432, 200	498, 200
13	434, 400	500, 300
14	436, 900	502, 200
15	438, 900	504, 300
16	441, 000	506, 400
17	443, 000	508, 300
18	445, 200	510, 300
19	447, 400	512, 300
20	449, 500	514, 100
21	450, 900	515, 900
22	453, 300	517, 700
23	455, 600	519, 500
24	457, 800	521, 300
25	459, 800	522, 900
26	462, 100	524, 700
27	464, 300	526, 500
28	466, 600	528, 300
29	468, 700	529, 900
30	470, 900	531, 700
31	473, 200	533, 500
32	475, 300	535, 300
33	477, 100	536, 900
34	479, 200	538, 700
35	481, 300	540, 400
36	483, 300	542, 100
37	485, 400	543, 700
38	487, 100	545, 300
39	488, 900	546, 700
40	490, 700	548, 300
41	492, 300	549, 800
42	494, 100	551, 200
43	495, 900	552, 600
44	497, 500	553, 900
45	498, 900	555, 100
46	500, 600	556, 100
47	502, 400	557, 100
48	504, 100	558, 100
49	505, 600	559, 100
50	506, 900	560, 000
51	508, 200	560, 900
52	509, 500	561, 800
53	510, 500	562, 600
54	511, 800	563, 500
55	513, 100	564, 400
56	514, 400	565, 300
57	515, 400	566, 200
58	516, 200	567, 100
59	517, 000	568, 000

60	516, 200	567, 100
61	517, 100	568, 000
62	517, 900	568, 900
63	518, 800	569, 800
64	519, 600	570, 700
65	520, 500	571, 600
66	521, 400	572, 500
67	522, 100	573, 400
68	523, 000	574, 300
69	523, 900	575, 200
70	524, 700	576, 100
71	525, 600	577, 000
72	526, 500	577, 900
73	527, 300	578, 800
74	528, 200	579, 700
75	529, 100	580, 600
76	529, 800	581, 500
77	530, 600	582, 400
78	531, 500	583, 300
79	532, 400	584, 200
80	533, 300	585, 100
81	534, 100	586, 000
82	535, 000	586, 900
83	535, 900	587, 800
84	536, 800	588, 700
85	537, 600	589, 600
86	538, 500	590, 500
87	539, 400	591, 400
88	540, 300	592, 300
89	541, 100	593, 200

備考 この表は、診療所に勤務する医師のうちフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

別表第3（第4条関係） 技能労務職給料表
(単位：円)

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	136, 200	147, 700
2	137, 100	148, 700
3	138, 100	149, 800
4	139, 000	150, 800
5	140, 000	151, 900
6	141, 000	153, 300
7	142, 000	154, 500
8	143, 000	155, 700
9	143, 800	156, 800
10	144, 800	158, 000
11	145, 800	159, 200
12	146, 900	160, 400
13	147, 700	161, 500
14	148, 700	163, 000

60	517, 800	568, 700
61	518, 700	569, 600
62	519, 500	570, 500
63	520, 400	571, 400
64	521, 200	572, 300
65	522, 100	573, 200
66	523, 000	574, 100
67	523, 700	575, 000
68	524, 600	575, 900
69	525, 500	576, 800
70	526, 300	577, 700
71	527, 200	578, 600
72	528, 100	579, 500
73	528, 900	580, 400
74	529, 800	581, 300
75	530, 700	582, 200
76	531, 400	583, 100
77	532, 200	584, 000
78	533, 100	584, 900
79	534, 000	585, 800
80	534, 900	586, 700
81	535, 700	587, 600
82	536, 600	588, 500
83	537, 500	589, 400
84	538, 400	590, 300
85	539, 200	591, 200
86	540, 100	592, 100
87	541, 000	593, 000
88	541, 900	593, 900
89	542, 700	594, 800

備考 この表は、診療所に勤務する医師のうちフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

別表第3（第4条関係） 技能労務職給料表
(単位：円)

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	147, 100	159, 500
2	148, 100	160, 600
3	149, 100	161, 800
4	150, 100	162, 900
5	151, 200	164, 000
6	152, 300	165, 400
7	153, 400	166, 700
8	154, 400	167, 900
9	155, 300	169, 000
10	156, 400	170, 200
11	157, 500	171, 400
12	158, 600	172, 600
13	159, 500	173, 700
14	160, 600	175, 200

15	<u>149,800</u>	<u>164,500</u>
16	<u>150,800</u>	<u>166,000</u>
17	<u>151,900</u>	<u>167,400</u>
18	<u>153,300</u>	<u>168,800</u>
19	<u>154,500</u>	<u>170,300</u>
20	<u>155,700</u>	<u>171,800</u>
21	<u>156,800</u>	<u>173,100</u>
22	<u>158,000</u>	<u>174,800</u>
23	<u>159,200</u>	<u>176,500</u>
24	<u>160,400</u>	<u>178,200</u>
25	<u>161,500</u>	<u>179,900</u>
26	<u>163,000</u>	<u>181,300</u>
27	<u>164,500</u>	<u>183,000</u>
28	<u>166,000</u>	<u>184,500</u>
29	<u>167,400</u>	<u>187,400</u>
30	<u>168,800</u>	<u>188,700</u>
31	<u>170,300</u>	<u>190,100</u>
32	<u>171,800</u>	<u>191,300</u>
33	<u>173,100</u>	<u>192,300</u>
34	<u>174,800</u>	<u>193,800</u>
35	<u>176,500</u>	<u>195,200</u>
36	<u>178,200</u>	<u>196,500</u>
37	<u>179,900</u>	<u>197,900</u>
38	<u>181,300</u>	<u>198,900</u>
39	<u>183,000</u>	<u>200,200</u>
40	<u>184,500</u>	<u>201,200</u>
41	<u>187,400</u>	<u>202,400</u>
42	<u>188,700</u>	<u>203,500</u>
43	<u>190,100</u>	<u>204,600</u>
44	<u>191,300</u>	<u>205,700</u>
45	<u>192,300</u>	<u>208,500</u>
46	<u>193,800</u>	<u>209,700</u>
47	<u>195,200</u>	<u>211,100</u>
48	<u>196,500</u>	<u>212,300</u>
49	<u>197,900</u>	<u>213,600</u>
50	<u>198,900</u>	<u>215,000</u>
51	<u>200,200</u>	<u>216,400</u>
52	<u>201,200</u>	<u>217,800</u>
53	<u>202,400</u>	<u>219,100</u>
54	<u>203,500</u>	<u>220,700</u>
55	<u>204,600</u>	<u>222,300</u>
56	<u>205,700</u>	<u>223,700</u>
57	<u>208,500</u>	<u>224,900</u>
58	<u>209,700</u>	<u>226,400</u>
59	<u>211,100</u>	<u>227,900</u>
60	<u>212,300</u>	<u>229,200</u>
61	<u>213,600</u>	<u>230,000</u>
62	<u>215,000</u>	<u>230,700</u>
63	<u>216,400</u>	<u>231,600</u>
64	<u>217,800</u>	<u>232,600</u>
65	<u>219,100</u>	<u>233,200</u>

15	<u>161,800</u>	<u>176,700</u>
16	<u>162,900</u>	<u>178,200</u>
17	<u>164,000</u>	<u>179,600</u>
18	<u>165,400</u>	<u>181,000</u>
19	<u>166,700</u>	<u>182,500</u>
20	<u>167,900</u>	<u>184,000</u>
21	<u>169,000</u>	<u>185,400</u>
22	<u>170,200</u>	<u>187,100</u>
23	<u>171,400</u>	<u>188,800</u>
24	<u>172,600</u>	<u>190,500</u>
25	<u>173,700</u>	<u>192,200</u>
26	<u>175,200</u>	<u>193,300</u>
27	<u>176,700</u>	<u>194,700</u>
28	<u>178,200</u>	<u>195,800</u>
29	<u>179,600</u>	<u>200,200</u>
30	<u>181,000</u>	<u>201,200</u>
31	<u>182,500</u>	<u>202,200</u>
32	<u>184,000</u>	<u>203,000</u>
33	<u>185,400</u>	<u>203,700</u>
34	<u>187,100</u>	<u>205,200</u>
35	<u>188,800</u>	<u>206,500</u>
36	<u>190,500</u>	<u>207,600</u>
37	<u>192,200</u>	<u>208,900</u>
38	<u>193,300</u>	<u>209,600</u>
39	<u>194,700</u>	<u>210,400</u>
40	<u>195,800</u>	<u>211,100</u>
41	<u>200,200</u>	<u>212,200</u>
42	<u>201,200</u>	<u>213,100</u>
43	<u>202,200</u>	<u>214,000</u>
44	<u>203,000</u>	<u>214,800</u>
45	<u>203,700</u>	<u>219,900</u>
46	<u>205,200</u>	<u>221,000</u>
47	<u>206,500</u>	<u>221,900</u>
48	<u>207,600</u>	<u>222,800</u>
49	<u>208,900</u>	<u>223,800</u>
50	<u>209,600</u>	<u>225,100</u>
51	<u>210,400</u>	<u>226,300</u>
52	<u>211,100</u>	<u>227,400</u>
53	<u>212,200</u>	<u>228,700</u>
54	<u>213,100</u>	<u>230,300</u>
55	<u>214,000</u>	<u>231,800</u>
56	<u>214,800</u>	<u>233,000</u>
57	<u>219,900</u>	<u>234,100</u>
58	<u>221,000</u>	<u>235,300</u>
59	<u>221,900</u>	<u>236,500</u>
60	<u>222,800</u>	<u>237,400</u>
61	<u>223,800</u>	<u>238,000</u>
62	<u>225,100</u>	<u>238,400</u>
63	<u>226,300</u>	<u>238,800</u>
64	<u>227,400</u>	<u>239,300</u>
65	<u>228,700</u>	<u>239,800</u>

66	<u>220, 700</u>	<u>234, 700</u>
67	<u>222, 300</u>	<u>236, 000</u>
68	<u>223, 700</u>	<u>237, 000</u>
69	<u>224, 900</u>	<u>238, 300</u>
70	<u>226, 400</u>	<u>239, 500</u>
71	<u>227, 900</u>	<u>240, 800</u>
72	<u>229, 200</u>	<u>242, 000</u>
73	<u>230, 000</u>	<u>242, 800</u>
74	<u>230, 700</u>	<u>244, 000</u>
75	<u>231, 600</u>	<u>245, 200</u>
76	<u>232, 600</u>	<u>246, 300</u>
77	<u>233, 200</u>	<u>247, 400</u>
78	<u>234, 700</u>	<u>248, 400</u>
79	<u>236, 000</u>	<u>249, 500</u>
80	<u>237, 000</u>	<u>250, 500</u>
81	<u>238, 300</u>	<u>254, 100</u>
82	<u>239, 500</u>	<u>255, 300</u>
83	<u>240, 800</u>	<u>256, 300</u>
84	<u>242, 000</u>	<u>257, 400</u>
85	<u>242, 800</u>	<u>258, 300</u>
86	<u>244, 000</u>	<u>259, 300</u>
87	<u>245, 200</u>	<u>260, 400</u>
88	<u>246, 300</u>	<u>261, 300</u>
89	<u>247, 400</u>	<u>262, 200</u>
90	<u>248, 400</u>	<u>262, 900</u>
91	<u>249, 500</u>	<u>263, 800</u>
92	<u>250, 500</u>	<u>264, 700</u>
93	<u>254, 100</u>	<u>265, 700</u>
94	<u>255, 300</u>	<u>266, 700</u>
95	<u>256, 300</u>	<u>267, 600</u>
96	<u>257, 400</u>	<u>268, 500</u>
97	<u>258, 300</u>	<u>269, 400</u>
98	<u>259, 300</u>	<u>270, 500</u>
99	<u>260, 400</u>	<u>271, 500</u>
100	<u>261, 300</u>	<u>272, 300</u>
101	<u>262, 200</u>	<u>273, 200</u>
102	<u>262, 900</u>	<u>274, 100</u>
103	<u>263, 800</u>	<u>275, 100</u>
104	<u>264, 700</u>	<u>275, 900</u>
105	<u>265, 700</u>	<u>276, 500</u>
106	<u>266, 700</u>	<u>277, 300</u>
107	<u>267, 600</u>	<u>278, 200</u>
108	<u>268, 500</u>	<u>279, 100</u>
109	<u>269, 400</u>	<u>280, 000</u>
110	<u>270, 500</u>	<u>281, 100</u>
111	<u>271, 500</u>	<u>282, 100</u>
112	<u>272, 300</u>	<u>283, 100</u>
113	<u>273, 200</u>	<u>283, 800</u>
114	<u>274, 100</u>	<u>284, 700</u>
115	<u>275, 100</u>	<u>285, 600</u>
116	<u>275, 900</u>	<u>286, 700</u>

66	<u>230, 300</u>	<u>241, 100</u>
67	<u>231, 800</u>	<u>242, 300</u>
68	<u>233, 000</u>	<u>243, 200</u>
69	<u>234, 100</u>	<u>244, 300</u>
70	<u>235, 300</u>	<u>245, 500</u>
71	<u>236, 500</u>	<u>246, 700</u>
72	<u>237, 400</u>	<u>247, 900</u>
73	<u>238, 000</u>	<u>248, 700</u>
74	<u>238, 400</u>	<u>249, 800</u>
75	<u>238, 800</u>	<u>251, 000</u>
76	<u>239, 300</u>	<u>252, 100</u>
77	<u>239, 800</u>	<u>253, 200</u>
78	<u>241, 100</u>	<u>254, 100</u>
79	<u>242, 300</u>	<u>255, 000</u>
80	<u>243, 200</u>	<u>256, 000</u>
81	<u>244, 300</u>	<u>260, 200</u>
82	<u>245, 500</u>	<u>261, 400</u>
83	<u>246, 700</u>	<u>262, 400</u>
84	<u>247, 900</u>	<u>263, 500</u>
85	<u>248, 700</u>	<u>264, 200</u>
86	<u>249, 800</u>	<u>265, 200</u>
87	<u>251, 000</u>	<u>266, 100</u>
88	<u>252, 100</u>	<u>267, 000</u>
89	<u>253, 200</u>	<u>267, 600</u>
90	<u>254, 100</u>	<u>268, 300</u>
91	<u>255, 000</u>	<u>269, 100</u>
92	<u>256, 000</u>	<u>269, 900</u>
93	<u>260, 200</u>	<u>270, 700</u>
94	<u>261, 400</u>	<u>271, 500</u>
95	<u>262, 400</u>	<u>272, 300</u>
96	<u>263, 500</u>	<u>273, 100</u>
97	<u>264, 200</u>	<u>273, 800</u>
98	<u>265, 200</u>	<u>274, 800</u>
99	<u>266, 100</u>	<u>275, 700</u>
100	<u>267, 000</u>	<u>276, 500</u>
101	<u>267, 600</u>	<u>277, 400</u>
102	<u>268, 300</u>	<u>278, 000</u>
103	<u>269, 100</u>	<u>278, 700</u>
104	<u>269, 900</u>	<u>279, 400</u>
105	<u>270, 700</u>	<u>279, 900</u>
106	<u>271, 500</u>	<u>280, 600</u>
107	<u>272, 300</u>	<u>281, 400</u>
108	<u>273, 100</u>	<u>282, 100</u>
109	<u>273, 800</u>	<u>282, 900</u>
110	<u>274, 800</u>	<u>283, 800</u>
111	<u>275, 700</u>	<u>284, 600</u>
112	<u>276, 500</u>	<u>285, 400</u>
113	<u>277, 400</u>	<u>286, 100</u>
114	<u>278, 000</u>	<u>287, 000</u>
115	<u>278, 700</u>	<u>287, 900</u>
116	<u>279, 400</u>	<u>288, 800</u>

117	276, 500	293, 300
118	277, 300	295, 100
119	278, 200	296, 800
120	279, 100	298, 600
121	280, 000	300, 000
122	281, 100	301, 700
123	282, 100	303, 300
124	283, 100	304, 800
125	283, 800	306, 300
126	284, 700	307, 900
127	285, 600	309, 500
128	286, 700	311, 200
129	287, 300	312, 200
130	288, 200	313, 600
131	289, 100	315, 000
132	290, 000	316, 500
133	290, 600	317, 600
134	291, 600	319, 100
135	292, 600	320, 500
136	293, 500	321, 900
137	294, 400	323, 500
138	295, 400	324, 700
139	296, 400	326, 000
140	297, 400	327, 200
141	298, 000	328, 300
142	298, 800	329, 200
143	299, 600	330, 300
144	300, 400	331, 400
145	301, 000	332, 500
146	301, 900	333, 600
147	302, 700	334, 600
148	303, 500	335, 600
149	304, 100	336, 600
150	305, 100	337, 600
151	306, 100	338, 600
152	307, 100	339, 600
153	307, 700	340, 500
154	308, 600	341, 500
155	309, 500	342, 500
156	310, 400	343, 500
157	311, 000	344, 400
158	311, 800	345, 300
159	312, 600	346, 200
160	313, 400	347, 000
161	314, 000	347, 800
162	314, 700	348, 600
163	315, 400	349, 400
164	316, 100	350, 100
165	316, 700	350, 800
166	317, 300	351, 500
167	317, 900	352, 100

117	279, 900	296, 900
118	280, 600	298, 600
119	281, 400	300, 300
120	282, 100	301, 800
121	282, 900	303, 100
122	283, 800	304, 600
123	284, 600	306, 000
124	285, 400	307, 300
125	286, 100	308, 800
126	287, 000	310, 300
127	287, 900	311, 900
128	288, 800	313, 500
129	289, 400	314, 500
130	290, 200	315, 900
131	291, 000	317, 200
132	291, 800	318, 500
133	292, 400	319, 600
134	293, 400	321, 000
135	294, 400	322, 400
136	295, 300	323, 800
137	296, 200	325, 300
138	297, 200	326, 500
139	298, 200	327, 800
140	299, 200	329, 000
141	299, 700	330, 000
142	300, 500	330, 900
143	301, 300	332, 000
144	302, 100	333, 100
145	302, 700	334, 200
146	303, 600	335, 200
147	304, 400	336, 200
148	305, 200	337, 200
149	305, 700	338, 100
150	306, 700	339, 000
151	307, 700	339, 900
152	308, 700	340, 800
153	309, 300	341, 700
154	310, 200	342, 700
155	311, 100	343, 700
156	311, 900	344, 600
157	312, 500	345, 500
158	313, 300	346, 400
159	314, 100	347, 300
160	314, 900	348, 100
161	315, 500	348, 900
162	316, 200	349, 700
163	316, 800	350, 500
164	317, 500	351, 200
165	318, 100	351, 900
166	318, 700	352, 600
167	319, 300	353, 200

168	318,500	352,700
169	318,900	353,100
170	319,600	353,900
171	320,200	354,700
172	320,800	355,400
173	321,300	355,900
174	322,000	356,600
175	322,700	357,200
176	323,300	357,800
177	323,500	358,200
178	324,100	358,800
179	324,700	359,400
180	325,200	360,000
181	325,400	360,500
182	326,200	361,100
183	326,900	361,700
184	327,600	362,300
185	327,900	362,800
186	328,500	
187	329,000	
188	329,600	
189	329,800	
190	330,400	
191	330,900	
192	331,500	
193	332,000	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第29条に規定する会計年度任用職員を除く。

168	319,900	353,800
169	320,300	354,200
170	320,900	355,000
171	321,500	355,800
172	322,100	356,500
173	322,600	356,900
174	323,300	357,600
175	324,000	358,200
176	324,500	358,800
177	324,700	359,200
178	325,300	359,800
179	325,900	360,400
180	326,400	361,000
181	326,600	361,500
182	327,300	362,100
183	328,000	362,700
184	328,700	363,300
185	329,000	363,800
186	329,600	
187	330,100	
188	330,600	
189	330,800	
190	331,400	
191	331,900	
192	332,500	
193	333,000	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第29条に規定する会計年度任用職員を除く。

丹波市立看護専門学校兵庫県派遣教員の給与に関する条例（平成26年丹波市条例第53号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市立看護専門学校兵庫県派遣教員の給与に関する条例</p> <p>平成26年12月24日 条例第53号</p> <p>最終改正 令和4年12月26日条例第34号 (準用規定)</p> <p>第5条 紹介条例第3条、第4条、第6条から第11条まで、第14条から第17条まで、第19条、第20条第3項から第6項まで、第21条、<u>第23条から第36条まで、第39条及び第43条</u>の規定は、職員の給与支給について準用する。</p>	<p>○丹波市立看護専門学校兵庫県派遣教員の給与に関する条例</p> <p>平成26年12月24日 条例第53号</p> <p>最終改正 令和4年12月26日条例第34号 (準用規定)</p> <p>第5条 紹介条例第3条、第4条、第6条から第11条まで、第14条から第17条まで、第19条、第20条第3項から第6項まで、第21条_____から第36条まで、<u>第39条及び第43条</u>の規定は、職員の給与支給について準用する。</p>

議案第83号

丹波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定により、福祉医療に関する事務の処理に関し、個人番号の利用を可能とするほか、番号法の改正に伴う所要の改正を行うため、提案するものである。

2 改正の概要

- (1) 本市が独自に個人番号を利用する事務及び庁内連携により特定個人情報を利用する事務の規定を追加する。
- (2) 番号法の改正に伴う定義、用語等を改正する。

3 施行日

- (1) 公布の日
- (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日（第1条、第2条、第4条関係）

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年丹波市条例第34号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○丹波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 平成27年9月30日 条例第34号 改正 平成29年3月13日条例第7号 (趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び番号法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 個人情報 番号法第2条第3項に規定する個人情報をいう。 (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。 (3) 個人番号 番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。 (4) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 (5) 個人番号利用事務実施者 番号法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (6) 情報提供ネットワークシステム 番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (個人番号の利用範囲) 第4条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の機関が行う同表の事務、別表第2の機関が行う同表の事務及び実施機関が行う番号法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。 2 別表第2の機関は、同表の事務を処理するために必要な範囲で、同表の特定個人情報であって、当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。	○丹波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 平成27年9月30日 条例第34号 改正 平成29年3月13日条例第7号 (趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び番号法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 個人情報 番号法第2条第3項に規定する個人情報をいう。 (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。 (3) 個人番号 番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。 (4) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 (5) 個人番号利用事務実施者 番号法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (6) 情報提供ネットワークシステム 番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (7) <u>特定個人番号利用事務 番号法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u> (8) <u>利用特定個人情報 番号法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u> (個人番号の利用範囲) 第4条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の機関が行う同表の事務、別表第2の機関が行う同表の事務及び実施機関が行う特定個人番号利用事務とする。 2 別表第2の機関は、同表の事務を処理するために必要な範囲で、同表の特定個人情報であって、当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 実施機関は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の定めにより当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
市長	兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年兵庫県規則第17号）の規定により知事に提出される書類の受理及びその書類に記載された事項についての事実の確認並びに知事が作成する書類の交付に関する事務

3 実施機関は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の定めにより当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 市長	兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年兵庫県規則第17号）の規定により知事に提出される書類の受理及びその書類に記載された事項についての事実の確認並びに知事が作成する書類の交付に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	丹波市福祉医療費助成条例（平成16年丹波市条例第106号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	こども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	高齢重度障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	精神障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
市長	兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の規定により知事に提出される書類に記載された事項についての事実の確認に関する事務	地方税関係情報（番号法別表第2に規定する地方税関係情報をいう。）であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報（番号法別表第2に規定する生活保護関係情報をいう。）であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の規定により知事に提出される書類に記載された事項についての事実の確認に関する事務	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの

			人に対する生活保護法の規定に準じて行う生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護情報」という。）であって規則で定めるもの
		障害者関係情報（番号法別表第2に規定する障害者関係情報をいう。）であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	丹波市福祉医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	

		障害者関係情報であ って規則で定めるも の
		児童扶養手当法（昭和 36年法律第238号）に による児童扶養手当の 支給に関する情報で あって規則で定める もの
3 市 長	こども医療費の助成 に関する事務であつ て規則で定めるもの	医療保険給付関係情 報であって規則で定 めるもの 地方税関係情報であ って規則で定めるも の 生活保護関係情報で あって規則で定める もの 外国人生活保護関係 情報であって規則で 定めるもの
4 市 長	高齢重度障害者医療 費の助成に関する事 務であつて規則で定 めるもの	医療保険給付関係情 報であって規則で定 めるもの 地方税関係情報であ って規則で定めるも の 生活保護関係情報で あって規則で定める もの 外国人生活保護関係 情報であつて規則で 定めるもの 障害者関係情報であ って規則で定めるも の
5 市 長	精神障害者医療費の 助成に関する事務で あって規則で定める もの	医療保険給付関係情 報であつて規則で定 めるもの 地方税関係情報であ って規則で定めるも の 生活保護関係情報で あって規則で定める もの 外国人生活保護関係 情報であつて規則で 定めるもの 障害者関係情報であ って規則で定めるも の

議案第84号

物品購入契約の締結について

1 提案の趣旨

次のとおり物品購入契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、提案するものである。

- | | |
|----------|--|
| 2 物品名 | 小型動力ポンプ普通積載車ほか |
| 3 物品概要 | 小型動力ポンプ普通積載車 3台
小型動力ポンプ 3台 |
| 4 納入期限 | 令和7年3月7日 |
| 5 契約金額 | 37,290,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 3,390,000円) |
| 6 契約の相手方 | 名 称 有限会社 西垣消防器具製作所
代表者 代表取締役 西垣 雅彰
所在地 兵庫県朝来市和田山町玉置461番地 |

【丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋】

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

会 社 概 要

項 目	内 容
会 社 名	有限会社 西垣消防器具製作所
代 表 者 名	代表取締役 西垣 雅彰
本 社 住 所	兵庫県朝来市和田山町玉置461番地
営 業 年 数	97年
許 可 区 分	—
資 本 金	3,000千円
実績高 (2年平均)	222,076千円
従 業 員 数	7人
契約担当支店営業所等	—

受 注 実 績

(単位 : 千円)

発注者	元/下	件 名	受注金額	納 期
丹波市	元	消防団ポンプ自動車購入	42,746	令和4年3月
丹波篠山市	元	小型動力ポンプ軽積載車購入	16,478	令和5年2月
丹波篠山市	元	消防ポンプ自動車 (CD-I型) 購入	53,426	令和5年3月
丹波市	元	消防団ポンプ自動車 (水槽付) 購入	27,742	令和7年3月
丹波市	元	消防団ポンプ自動車 (3.5t未満) 購入	21,340	令和7年3月

入札参加業者及び開札結果(物品)

物品番号	丹ぐ安物第22号		
件名	小型動力ポンプ普通積載車等購入		
納入場所	丹波市役所		
開札年月日	令和5年10月16日	(仮)契約年月日	令和5年10月20日
予定価格 (事後公表)	33,978,000円 (税抜)	最低制限価格	-
物品概要	小型動力ポンプ普通積載車 3台 小型動力ポンプ 3台		

業者名	第1回入札額	再入札額	備考
有限会社 西垣消防器具製作所	33,900,000円		落札
大槻ポンプ工業 株式会社	34,350,000円		
有限会社 岡本ポンプ	34,740,000円		

落札者名	有限会社 西垣消防器具製作所 代表取締役 西垣 雅彰		
落札者所在地	兵庫県朝来市和田山町玉置461番地		
契約金額	37,290,000円 (うち消費税相当額 3,390,000円)		
		納入期限	令和7年3月7日

議案第85号

丹波市ミルネ診療所に係る指定管理者の指定について

1 提案の趣旨

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年丹波市条例第3号。以下「指定管理者条例」という。）第3条の規定により、提案するものである。

2 施設の名称等

名 称 丹波市ミルネ診療所
位 置 丹波市氷上町石生2059番地5

3 指定管理者となる団体の名称等

名 称 兵庫県
代表者 兵庫県病院事業管理者 杉村 和朗
所在地 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

4 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

5 指定管理者の選定理由

丹波市ミルネ診療所は、幅広い視野で患者を診る総合診療や訪問診療、健康診断等により、市民の健康保持に必要な医療を提供するために設置した施設である。

本施設と隣接し地域医療の中核病院として高度かつ専門的な医療を提供する兵庫県立丹波医療センターと一体的に運営することにより、それぞれの医療機能の連携が強化され、一層の効率的かつ質の高い医療サービスの実現が見込めることから、指定管理者条例第4条の規定により、同センターを運営する兵庫県を指定管理者の候補者として選定した。

6 指定管理協定内容（主要項目抜粋）

(1) 業務の範囲

- ア 診療に関する業務
- イ 健康診断及び健康相談に関する業務
- ウ 予防接種に関する業務
- エ その他アからウまでに関連する業務
- オ 本施設及び本施設の附属設備の維持管理に関する業務
- カ アからオまでに掲げるもののほか、本施設の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(2) 指定管理料の上限額

435,000千円（5年間総額）

※詳細は、年度協定で別に定める。

(3) 利用料金の決定

利用料金は、丹波市ミルネ診療所条例（平成30年丹波市条例第43号）に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

【地方自治法 拠粹】

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

【丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例 拠粹】

(指定管理者の指定)

第3条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 申請に係る事業計画による公の施設の運営が、住民の平等利用の確保等に寄与するものであること。

(2) 申請に係る事業計画の内容が、公の施設の効用を最大限に發揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 公の施設の管理運営を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

(指定管理者の候補者選定の特例)

第4条 市長は、第2条の規定にかかわらず、同条第2項の規定による申請がなかった場合又は市長が特に必要と認める場合においては、公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができると認められる公共団体若しくは公共的団体等、市が出資等をしている法人又は地域の活性化を図ることを目的として設立された団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 前項の規定により選定するときは、市長は、あらかじめ当該団体と協議し、第2条に規定する申請を求めた上で、前条の規定に照らし総合的に判断を行うものとする。

議案第86号

丹波市ミルネ訪問看護ステーションに係る指定管理者の指定について

1 提案の趣旨

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年丹波市条例第3号。以下「指定管理者条例」という。）第3条の規定により、提案するものである。

2 施設の名称等

名 称 丹波市ミルネ訪問看護ステーション
位 置 丹波市氷上町石生2059番地5

3 指定管理者となる団体の名称等

名 称 兵庫県
代表者 兵庫県病院事業管理者 杉村 和朗
所在地 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

4 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

5 指定管理者の選定理由

丹波市ミルネ訪問看護ステーションは、家庭において療養中である者を支援し、心身機能の維持回復を図るために訪問看護事業を行うために設置した施設である。

本施設と隣接し地域医療の中核病院として高度かつ専門的な医療を提供する兵庫県立丹波医療センターと一体的に運営することにより、それぞれの医療機能の連携が強化され、一層の効率的かつ質の高い医療サービスの実現が見込ることから、指定管理者条例第4条の規定により、同センターを運営する兵庫県を指定管理者の候補者として選定した。

6 指定管理協定内容（主要項目抜粋）

（1）業務の範囲

- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）に規定する指定訪問看護に関する業務
- イ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する指定訪問看護に関する業務
- ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する訪問看護及び介護予防訪問看護に関する業務
- エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める訪問看護に関する業務

- オ 本施設及び本施設の附属設備の維持管理に関する業務
カ アからオまでに掲げるものほか、本施設の運営に関する事務のうち、
市長のみの権限に属する事務を除く業務
- (2) 指定管理料の上限額
100,000千円（5年間総額）
※詳細は、年度協定で別に定める。
- (3) 利用料金の決定
利用料金は、丹波市ミルネ訪問看護ステーション条例（平成30年丹波市条例第44号）に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

【地方自治法 抜粋】

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

【丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例 抜粋】

（指定管理者の指定）

第3条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 申請に係る事業計画による公の施設の運営が、住民の平等利用の確保等に寄与するものであること。
(2) 申請に係る事業計画の内容が、公の施設の効用を最大限に發揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
(3) 公の施設の管理運営を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

（指定管理者の候補者選定の特例）

第4条 市長は、第2条の規定にかかわらず、同条第2項の規定による申請がなかった場合又は市長が特に必要と認める場合においては、公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができると認められる公共団体若しくは公共的団体等、市が出資等をしている法人又は地域の活性化を図ることを目的として設立された団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 前項の規定により選定するときは、市長は、あらかじめ当該団体と協議し、第2条に規定する申請を求めた上で、前条の規定に照らし総合的に判断を行うものとする。

議案第87号

丹波市立青垣農村滞在施設棉ばたけに係る指定管理者の指定について

1 提案の趣旨

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年丹波市条例第3号。以下「指定管理者条例」という。）第3条の規定により、提案するものである。

2 施設の名称等

名 称 丹波市立青垣農村滞在施設棉ばたけ
位 置 丹波市青垣町中佐治361番地1

3 指定管理者となる団体の名称等

名 称 遠阪自治協議会
代表者 会長職務代行者 副会長 足立 喜信
所在地 兵庫県丹波市青垣町山垣1590番地

4 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

5 指定管理者の選定理由

丹波市立青垣農村滞在施設棉ばたけは、豊かな自然及び美しい農村環境の中で、広く都市生活者等に農業及び農村体験の場を提供することにより、地域の交流を促進し、活性化に資することを目的として設置された施設であり、現在、地元自治協議会である遠阪自治協議会が指定管理者として管理運営を行っている。

本施設の設置目的に鑑み、引き続き当該自治協議会が管理運営を行うことにより、地域の実情に即した交流事業の実施など、効果的かつ効率的な施設の管理及び運営が見込めることから、指定管理者条例第4条の規定により、指定管理者の候補者として選定した。

6 指定管理協定内容（主要項目抜粋）

（1）業務の範囲

- ア 施設の利用の許可に関する業務
- イ 施設の管理運営に関する業務
- ウ 農業体験及び農村体験のための滞在に関する業務
- エ 都市生活者等が伝統的・文化の体験習得のための滞在に関する業務
- オ 農作業及び農村体験のための作業実習及び研修に関する業務
- カ 都市生活者と地域住民の交流促進に関する業務
- キ 市民の作業実習、研修及び会議に関する業務

- ク アからキまでに掲げるもののほか、本施設の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務
- (2) 指定管理料
無料
- (3) 利用料金の決定
利用料金は、丹波市立青垣農村滞在施設条例（平成18年丹波市条例第73号）に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

【地方自治法 抜粋】

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

【丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例 抜粋】

(指定管理者の指定)

第3条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 申請に係る事業計画による公の施設の運営が、住民の平等利用の確保等に寄与するものであること。

(2) 申請に係る事業計画の内容が、公の施設の効用を最大限に發揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 公の施設の管理運営を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

(指定管理者の候補者選定の特例)

第4条 市長は、第2条の規定にかかわらず、同条第2項の規定による申請がなかった場合又は市長が特に必要と認める場合においては、公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができると認められる公共団体若しくは公共的団体等、市が出資等をしている法人又は地域の活性化を図ることを目的として設立された団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 前項の規定により選定するときは、市長は、あらかじめ当該団体と協議し、第2条に規定する申請を求めた上で、前条の規定に照らし総合的に判断を行うものとする。

議案第88号

丹波市立薬草薬樹公園に係る指定管理者の指定について

1 提案の趣旨

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年丹波市条例第3号）第3条の規定により、提案するものである。

2 施設の名称等

名 称 丹波市立薬草薬樹公園
位 置 丹波市山南町和田338番地1

3 指定管理者となる団体の名称等

名 称 株式会社 ウエルネスサプライ
代表者 代表取締役 薄井 修司
所在地 大阪府大阪市西区北堀江二丁目1番11号 久我ビル北館5階

4 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

5 指定管理者の選定理由

丹波市立薬草薬樹公園は、漢方の里づくりを通して健康で人間性豊かな地域社会の形成を目指し、産業振興並びに住民の健康及び福祉を増進し、かつ観光の拠点化を図ることを目的として設置された施設である。

今回の募集に応じて申請があった株式会社ウエルネスサプライは、現在の指定管理者であり、薬草風呂のほか多種多様な分野の業務を包括的に行うためのノウハウと十分な経験を有することから、本施設の設置目的に即した効果的かつ効率的な管理及び運営が見込めるため、指定管理者の候補者として選定した。

6 指定管理協定内容（主要項目抜粋）

（1）業務の範囲

- ア 薬草公園の利用の許可に関する業務
- イ 薬草公園の管理運営に関する業務
- ウ 薬膳料理等飲食の用に供する業務
- エ 薬草風呂に関する業務
- オ 健康及び福祉の増進に関する業務
- カ 特産物及び農産物の振興、販売及び研究開発に関する業務
- キ 農産物の処理加工に関する業務
- ク 関係諸団体との連携及び連絡調整に関する業務
- ケ 観光情報の提供、誘客及び宣伝活動に関する業務

- コ 薬草染、押花、葛の蔓工芸等体験実習に関する業務
 - サ アからコまでに掲げるもののほか、本施設の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務
- (2) 指定管理料の上限額
264,440千円（5年間総額）
※詳細は、年度協定で別に定める。
- (3) 利用料金の決定
利用料金は、丹波市立薬草薬樹公園条例（平成18年丹波市条例第76号）に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

7 施設利用者数の実績

(単位：人)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数 (リフレッシュ館)	82,908	48,459	67,310	72,340

【地方自治法 抜粋】

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

【丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例 抜粋】

(指定管理者の指定)

第3条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 申請に係る事業計画による公の施設の運営が、住民の平等利用の確保等に寄与するものであること。
- (2) 申請に係る事業計画の内容が、公の施設の効用を最大限に發揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 公の施設の管理運営を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

議案第89号

市道路線の認定について（稻畠13号線）

1 提案の趣旨

県道稻畠柏原線萱刈峠付近における道路改良事業の完了に伴い、旧道となる区間を市が管理するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、提案するものである。

2 認定路線

路線番号	区分	路線名	起終点	延長
20043413	認定	稻畠13号線	(起点) 丹波市氷上町稻畠字萱刈2175番 2 (終点) 丹波市柏原町鴨野字ゑノ原1013番 9	131.0m

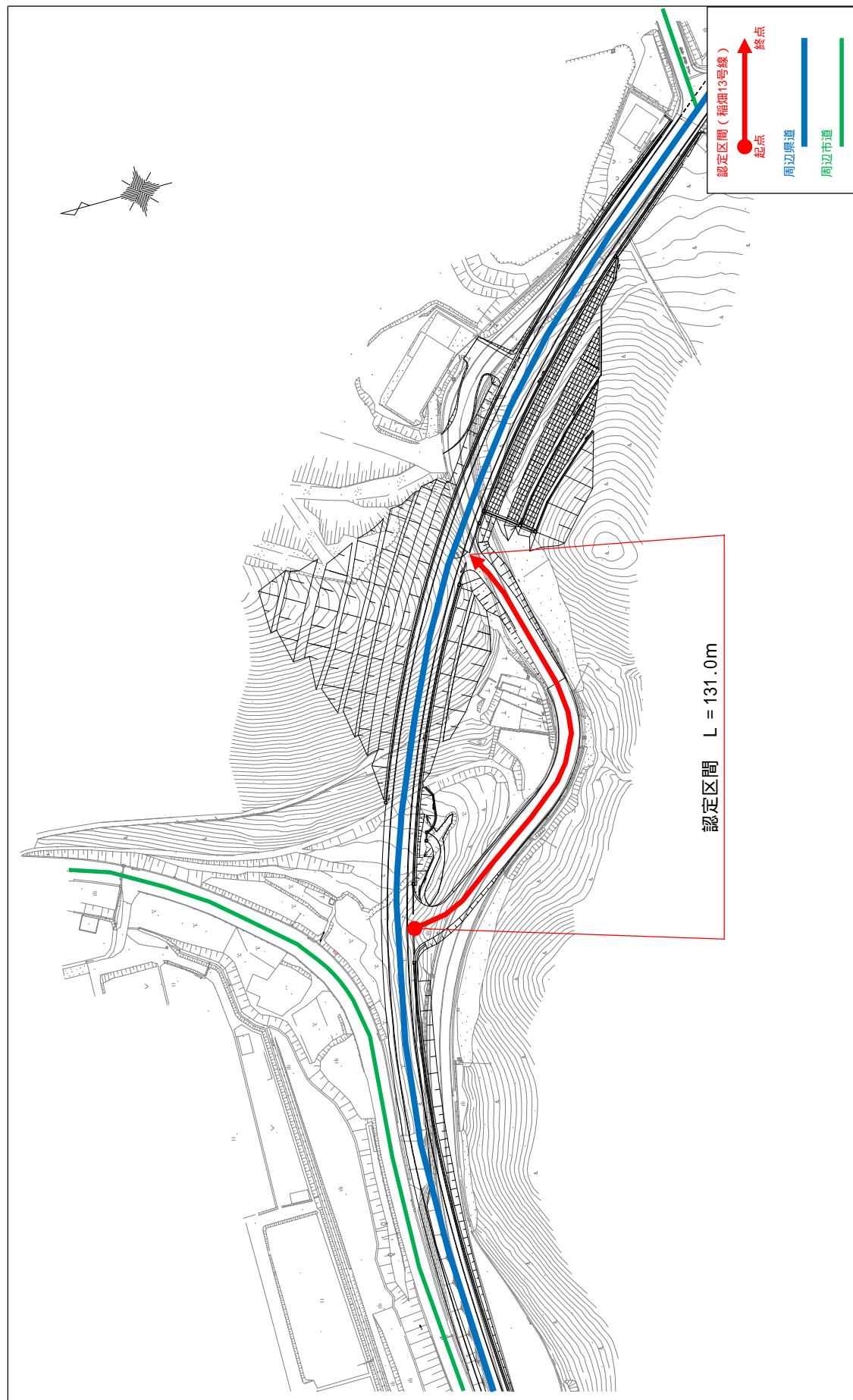
【道路法 抜粋】

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。
- 3 市町村長は、特に必要があると認める場合においては、当該市町村の区域をこえて、市町村道の路線を認定することができる。この場合においては、当該市町村長は、関係市町村長の承諾を得なければならない。
- 4 前項後段の場合においては、関係市町村長は、当該市町村の議会の議決を経なければ承諾をすることができない。
- 5 前項の承諾があった場合においては、地方自治法第244条の3第1項の規定の適用については、同項に規定する協議が成立したものとみなす。

市道稻畠13号線 路線図



議案第90号

丹波市太陽光発電施設と地域環境との調和に関する条例の制定について

1 提案の趣旨

太陽光発電は、環境に負荷を与えない再生可能エネルギーの一つとして、国が導入を促進する一方で、地域環境や防災面に与える影響を懸念する声が寄せられており、その施設の設置に関しては、現行の制度において土地利用や施設基準などに係る一定の基準を設け、地域環境等の保全を図っている。

このたび、届出等の対象となる施設の規模を拡大するとともに、将来の廃棄処分に係る規定など、施設の設置等に関し必要な事項を定めることにより、一層の適切な事業実施を促し、もって市民の安心と安全を確保するため、提案するものである。

2 条例の概要

(1) 目的 (第1条関係)

太陽光発電施設の設置及び管理に関して必要な事項を定めることにより、良好な自然環境及び生活環境の保全並びに災害の防止を図る。

(2) 適用の範囲 (第3条関係)

対象となる太陽光発電施設の事業区域（開発区域）の面積

条例	現行制度	
	要綱	県条例
200m ² 以上	1,000m ² 以上	5,000m ² 以上
5,000m ² 未満		

要綱：丹波市開発指導要綱（平成30年丹波市告示第589号）

県条例：太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成29年兵庫県条例第14号）

(3) 禁止区域及び抑制区域 (第6条、第7条関係)

ア 禁止区域

太陽光発電施設の事業区域に含むことを禁止する区域

イ 抑制区域

太陽光発電施設の設置について、特に配慮が必要と認められる区域

禁止区域	①保安林、②地すべり防止区域、③急傾斜地崩壊危険区域、④農用地区域、⑤土砂災害特別警戒区域、⑥鳥獣保護区、⑦県立自然公園
抑制区域	①河川区域、河川保全区域、②砂防指定地、③埋蔵文化財包蔵地、④道路、鉄道、住宅用地に隣接する区域のうち規則で定める区域、⑤その他特に配慮が必要と認められる区域として規則で定める区域（※）

※山並み、丘陵などの景観に配慮した区域など

(4) 施設基準 (第8条関係)

設置者は、太陽光発電施設の設置等に当たっては、次に掲げる施設基準に従わなければならない。

- ア 景観及び生活環境の保全に関する事項
- イ 事故等の防止に関する事項
- ウ 維持管理に関する事項
- エ 廃止後において行う措置に関する事項
- オ その他市長が必要と認める事項

(5) 励告、公表及び罰則（第17条、第19条関係）

設置者又は管理者が適切な届出を行わなかった場合等は、必要な措置を講ずるよう勧告し、従わなかったときは、その者の氏名等を公表する。

また、未届や虚偽の報告等により太陽光発電施設を設置した場合は、罰則を適用する。

3 施行日

令和6年4月1日

※準備行為に関する規定は、公布の日

議案第91号

丹波市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の一部が改正されたことに伴い、蓄電池設備に係る基準を見直すほか、所要の改正を行うため、提案するものである。

2 改正の概要

- (1) 蓄電池設備に係る基準の見直しに関する事項
 - ア 蓄電池設備の規制対象の見直し
 - イ 耐酸性の床上等に設けなければならない蓄電池設備の見直し
 - ウ 雨水等の浸入防止措置の見直し
 - エ 建築物からの離隔距離の見直し
- (2) 固体燃料を用いた火気設備の離隔距離の見直し
- (3) キュービクル式以外の変電設備等の基準の見直し
- (4) 蓄電池設備の設置に係る届出対象の見直し
- (5) その他字句の修正

3 施行日

令和6年1月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市火災予防条例（平成16年丹波市条例第224号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市火災予防条例</p> <p>平成16年11月1日 条例第224号</p> <p>最終改正 令和5年6月27日条例第20号 (変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 水が浸入し、又は浸透するおそれのない位置に設けること。</p> <p>(2) 可燃性又は腐食性の蒸気又はガスが発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。</p> <p>(3) 変電設備(消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井(天井のない場合にあっては、はり又は屋根。以下同じ。)で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける室内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。</p> <p>(3)の2 <u>キュービクル式のものにあっては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</u></p> <p>(3)の3 第3号の壁等をダクト、ケーブル等が貫通する部分には、すき間を不燃材料で埋める等火災予防上有効な措置を講ずること。</p> <p>(4) 屋外に通ずる有効な換気設備を設けること。</p> <p>(5) 見やすい箇所に変電設備である旨を表示した標識を設けること。</p> <p>(6) 変電設備のある室内には、係員以外の者をみだりに出入させないこと。</p> <p>(7) 変電設備のある室内は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。</p> <p>(8) 定格電流の範囲内で使用すること。</p> <p>(9) 必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要に応じ設備の各部分の点検及び絶縁抵抗等の測定試験を行なわせ、不良箇所を発見したときは、直ちに補修させるとともに、その結果を記録し、かつ、保存すること。</p> <p>(10) 変圧器、コンデンサーその他の機器及び配線は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。</p> <p>2 屋外に設ける変電設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあっては、建築物から3メートル</p>	<p>○丹波市火災予防条例</p> <p>平成16年11月1日 条例第224号</p> <p>最終改正 令和5年6月27日条例第20号 (変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 水が浸入し、又は浸透するおそれのない位置に設けること。</p> <p>(2) 可燃性又は腐食性の蒸気又はガスが発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。</p> <p>(3) 変電設備(消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井(天井のない場合にあっては、はり又は屋根。以下同じ。)で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける室内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。</p> <p>(3)の2 _____建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3 第3号の壁等をダクト、ケーブル等が貫通する部分には、すき間を不燃材料で埋める等火災予防上有効な措置を講ずること。</p> <p>(4) 屋外に通ずる有効な換気設備を設けること。</p> <p>(5) 見やすい箇所に変電設備である旨を表示した標識を設けること。</p> <p>(6) 変電設備のある室内には、係員以外の者をみだりに出入させないこと。</p> <p>(7) 変電設備のある室内は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。</p> <p>(8) 定格電流の範囲内で使用すること。</p> <p>(9) 必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要に応じ設備の各部分の点検及び絶縁抵抗等の測定試験を行なわせ、不良箇所を発見したときは、直ちに補修させるとともに、その結果を記録し、かつ、保存すること。</p> <p>(10) 変圧器、コンデンサーその他の機器及び配線は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。</p> <p>2 屋外に設ける変電設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあっては、建築物から3メートル</p>

以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又はおおわれた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

3 前項に規定するもののほか、屋外に設ける変電設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のものを除く。)の位置、構造及び管理の基準については、第1項第3号の2及び第5号から第10号までの規定を準用する。

(急速充電設備)

第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあっては、充電ポスト

(2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。

(3) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。

(4) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

(5) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(6) コネクターと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) コネクターが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクターが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。

(8) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常

以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又はおおわれた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

3 前項に規定するもののほか、屋外に設ける変電設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のものを除く。)の位置、構造及び管理の基準については、第1項第3号の2及び第5号から第10号までの規定を準用する。

(急速充電設備)

第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあっては、充電ポスト

(2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。

(3) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。

(4) その筐体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

(5) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(6) コネクターと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) コネクターが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクターが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。

(8) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常

- を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (9) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (10) 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。
- (12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。
- (13) コネクターについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあっては、この限りでない。
- (14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあっては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基盤等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあっては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあっては、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について次に掲げる措置を講ずること。
- ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
- イ 異常な高温とならないこと。
- ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
- エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
- (17) 急速充電設備のうち分離型のものにあっては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。
- (18) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。

- を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (9) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (10) 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。
- (12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。
- (13) コネクターについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあっては、この限りでない。
- (14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあっては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基盤等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあっては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあっては、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について次に掲げる措置を講ずること。
- ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
- イ 異常な高温とならないこと。
- ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
- エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
- (17) 急速充電設備のうち分離型のものにあっては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。
- (18) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。

(19) 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。

2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の規定を準用する。

(蓄電池設備)

第13条 屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならぬ。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあっては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号並びに第11条第1項第1号、第3号から第6号まで及び第9号の規定を準用する。

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号、第9号及び同条第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1) 熱風炉

(2) 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉

(3) 前号に掲げるもののほか、据付面積2平方メートル以上の炉(個人の住居に設けるものを除く。)

(3)の2 当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上の厨房設備

(4) 入力70キロワット以上の温風暖房機(風道を使用しないものにあっては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。)

(19) 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。

2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の規定を準用する。

(蓄電池設備)

第13条 蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超える20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号並びに第11条第1項第1号、第3号から第6号まで及び第9号の規定を準用する。

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1) 熱風炉

(2) 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉

(3) 前号に掲げるもののほか、据付面積2平方メートル以上の炉(個人の住居に設けるものを除く。)

(3)の2 当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上の厨房設備

(4) 入力70キロワット以上の温風暖房機(風道を使用しないものにあっては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。)

- (5) ボイラー又は入力70キロワット以上の給湯湯沸設備(個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第1条第3号に定めるものを除く。)
- (6) 乾燥設備(個人の住居に設けるものを除く。)
- (7) サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)
- (7)の2 入力70キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機
- (8) 火花を生ずる設備
- (8)の2 放電加工機
- (9) 高圧又は特別高圧の変電設備(全出力50キロワット以下のものを除く。)
- (10) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のものを除く。)
- (11) 燃料電池発電設備(第8条の3第2項又は第4項に定めるものを除く。)
- (12) 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの(第12条第4項に定めるものを除く。)
- (13) 蓄電池設備
- (14) 設備容量2キロボルトアンペア以上のネオングル管灯設備
- (15) 水素ガスを充填する気球

別表第3 (第3条、第18条関係)

種類		入力	離隔距離(cm)					備考
			上方	側方	前方	後方		
《省略》								
厨 房 設 備 不 燃 以 外	開放式	組込 型 こ ん ろ・ グリ ル付 こん ろ・ グリ ドル 付こ ん ろ、 キャ ビネ ット 型 こ ん ろ・ グリ	14kW以 下	10 0	15 注	15 注	15 注	注: 機 器本 体上 方の 側方 又は 後方 の離 隔距 離を 示 す。

- (5) ボイラー又は入力70キロワット以上の給湯湯沸設備(個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第1条第3号に定めるものを除く。)

- (6) 乾燥設備(個人の住居に設けるものを除く。)
- (7) サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)

- (7)の2 入力70キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機

- (8) 火花を生ずる設備

- (8)の2 放電加工機

- (9) 高圧又は特別高圧の変電設備(全出力50キロワット以下のものを除く。)

- (10) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のものを除く。)

- (11) 燃料電池発電設備(第8条の3第2項又は第4項に定めるものを除く。)

- (12) 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの(第12条第4項に定めるものを除く。)

- (13) 蓄電池設備(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)

- (14) 設備容量2キロボルトアンペア以上のネオングル管灯設備

- (15) 水素ガスを充填する気球

別表第3 (第3条、第18条関係)

種類		入力	離隔距離(cm)					備考
			上方	側方	前方	後方		
《省略》								
厨 房 設 備 不 燃 以 外	開放式	組込 型 こ ん ろ・ グリ ル付 こん ろ・ グリ ドル 付こ ん ろ、 キャ ビネ ット 型 こ ん ろ・ グリ	14kW以 下	10 0	15 注	15 注	15 注	注: 機 器本 体上 方の 側方 又は 後方 の離 隔距 離を 示 す。

		ル付 こん ろ・ グリ ドル 付こ んろ							ル付 こん ろ・ グリ ドル 付こ んろ						
		据置 21kW以 下	10 0	15 注	15 0	15 注			据置 21kW以 下	10 0	15 注	15 0	15 注		
不 燃	開放式	組込 型こ ん ろ・ グリ ル付 こん ろ・ グリ ドル 付こ ん ろ、 キャ ビネ ット 型こ ん ろ・ グリ ル付 こん ろ・ グリ ドル 付こ ん ろ ん ろ	14kW以 下	80	0	—	0	不 燃	開放式	組込 型こ ん ろ・ グリ ル付 こん ろ・ グリ ドル 付こ ん ろ、 キャ ビネ ット 型こ ん ろ・ グリ ル付 こん ろ・ グリ ドル 付こ ん ろ	14kW以 下	80	0	—	0
		据置 21kW以 下	80	0	—	0			据置 21kW以 下	80	0	—	0		
上記に分類 されないも の		使用溫 度が80 0°C以上 のもの	—	25 0	200 0	30 0	20 0	上記に分類 されないも の		使用溫 度が80 0°C以上 のもの	—	25 0	200 0	30 0	20 0

ボイラー イ 体 燃 料 一 外	使用温 度が30 0°C以上 800°C未 満のもの	15 0	100 0	20 0	10 0
			10 0	50 0	50 0
	使用温 度が30 0°C未満 のもの	10 0	50 0	10 0	50 0
	開放式 フード を付け ない場 合	7 kW以 下	40	4.5	4.5
	フード を付け る場合	7 kW以 下	15	4.5	4.5
	半密閉式	12kWを 超え42k W以下	15	15	15
		12kW以 下	4.5	4.5	4.5
	密閉式	42kW以 下	4.5	4.5	4.5
		42kW以 下	5	5	5
	屋外用 フード を付け ない場 合	42kW以 下	60	15	15
		42kW以 下	15	15	15
不 燃	開放式 フード を付け ない場 合	7 kW以 下	30	4.5	4.5
		7 kW以 下	10	4.5	4.5
	半密閉式	42kW以 下	4.5	4.5	4.5
		42kW以 下	5	5	5
	密閉式	42kW以 下	4.5	4.5	4.5
		42kW以 下	5	5	5
	屋外用 フード を付け ない場 合	42kW以 下	30	4.5	4.5
		42kW以 下	10	4.5	4.5
	液体 燃	12kWを 超え70k W以下	60	15	15
		12kWを 超え70k W以下	60	15	15

ボイラー イ 体 燃 料 一 外	使用温 度が30 0°C以上 800°C未 満のもの	15 0	100 0	20 0	10 0
			10 0	50 0	50 0
	使用温 度が30 0°C未満 のもの	10 0	50 0	10 0	50 0
	開放式 フード を付け ない場 合	7 kW以 下	40	4.5	4.5
	フード を付け る場合	7 kW以 下	15	4.5	4.5
	半密閉式	12kWを 超え42k W以下	15	15	15
		12kW以 下	4.5	4.5	4.5
	密閉式	42kW以 下	4.5	4.5	4.5
		42kW以 下	5	5	5
	屋外用 フード を付け ない場 合	42kW以 下	60	15	15
		42kW以 下	15	15	15
不 燃	開放式 フード を付け ない場 合	7 kW以 下	30	4.5	4.5
		7 kW以 下	10	4.5	4.5
	半密閉式	42kW以 下	4.5	4.5	4.5
		42kW以 下	5	5	5
	密閉式	42kW以 下	4.5	4.5	4.5
		42kW以 下	5	5	5
	屋外用 フード を付け ない場 合	42kW以 下	30	4.5	4.5
		42kW以 下	10	4.5	4.5
	液体 燃	12kWを 超え70k W以下	60	15	15
		12kWを 超え70k W以下	60	15	15

料		12kW以下	40	4.5	15	4.5
	不燃	12kWを超える70kW以下	50	5	—	5
		12kW以下	20	1.5	—	1.5
	上記に分類されないもの	23kWを超える	12	45	15	45
		23kW以下	12	30	10	30
		0	0			

料		12kW以下	40	4.5	15	4.5
	不燃	12kWを超える70kW以下	50	5	—	5
		12kW以下	20	1.5	—	1.5
	上記に分類されないもの	23kWを超える	12	45	15	45
		23kW以下	12	30	10	30
		0	0			

《省略》

電気調理用機器	不燃	電気こんろ、電気レンジ、又は電磁誘導加熱式調理器(こんろ形態のものに限る。)	4.8 (1kW 口当たり以下 2kW を超え3kW以下)	10	2	2	2	注1：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離)を示す。注2：機器本体上方の側方又は後方の離隔
			4.8 (1kW 口当たり以下 1kW を超え2kW以下)	10	2	2	2	
			4.8 (1kW 口当たり以下 1kW 以下)	10	2	2	2	
			5.8 (1kW 口当たり以下 3.3kW 以下)	10	2	2	2	
			4.8 (1kW 口当たり以下 3kW 以下)	80	0	—	0	
			4.8 (1kW 口当たり以下 3kW 以下)	0	—	0		
			4.8 (1kW 口当たり以下 3kW 以下)	1	—	1		
			4.8 (1kW 口当たり以下 3kW 以下)	2	—	2		
			4.8 (1kW 口当たり以下 3kW 以下)	0	—	0		
			4.8 (1kW 口当たり以下 3kW 以下)	0	—	0		

電気調理用機器	不燃	電気こんろ、電気レンジ、又は電磁誘導加熱式調理器(こんろ形態のものに限る。)	4.8 (1kW 口当たり以下 2kW を超え3kW以下)	10	2	2	2	注1：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離)を示す。注2：機器本体上方の側方又は後方の離隔
			4.8 (1kW 口当たり以下 1kW を超え2kW以下)	10	2	2	2	
			4.8 (1kW 口当たり以下 1kW 以下)	10	2	2	2	
			5.8 (1kW 口当たり以下 3.3kW 以下)	10	2	2	2	
			4.8 (1kW 口当たり以下 3kW 以下)	80	0	—	0	
			4.8 (1kW 口当たり以下 3kW 以下)	0	—	0		
			4.8 (1kW 口当たり以下 3kW 以下)	1	—	1		
			4.8 (1kW 口当たり以下 3kW 以下)	2	—	2		
			4.8 (1kW 口当たり以下 3kW 以下)	0	—	0		
			4.8 (1kW 口当たり以下 3kW 以下)	0	—	0		

誘導 加熱 式調 理器 (こ んろ 形態 によ るもの るも のに 限 る。)	が電 磁誘 導加 熱式 調理 器で ない もの の部 分の 全部 が電 磁誘 導加 熱式 調理 器の もの	5.8 (1 kW 口当 下 3.3k W以 下)	80 0 2	0 — 注 2	0 — 注 2	距離 (こ んろ 部分 が電 磁誘 導加 熱式 調理 器で ない もの の も のに 限 る。) 全部 が電 磁誘 導加 熱式 調理 器の もの	5.8 (1 kW 口当 下 3.3k W以 下)	80 0 2	0 — 注 2	0 — 注 2
---	--	---------------------------------------	--------------	------------------	------------------	--	---------------------------------------	--------------	------------------	------------------

《省略》

備考

- 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

誘導 加熱 式調 理器 (こ んろ 形態 によ るもの るも のに 限 る。)	が電 磁誘 導加 熱式 調理 器で ない もの の も のに 限 る。) 全部 が電 磁誘 導加 熱式 調理 器の もの	5.8 (1 kW 口当 下 3.3k W以 下)	80 0 2	0 — 注 2	0 — 注 2	距離 (こ んろ 部分 が電 磁誘 導加 熱式 調理 器で ない もの の も のに 限 る。) 全部 が電 磁誘 導加 熱式 調理 器の もの	5.8 (1 kW 口当 下 3.3k W以 下)	80 0 2	0 — 注 2	0 — 注 2
---	--	---------------------------------------	--------------	------------------	------------------	--	---------------------------------------	--------------	------------------	------------------

《省略》

備考

- 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

物品購入契約の締結について

1 提案の趣旨

次のとおり物品購入契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、提案するものである。

2 物品名 春日学校給食センター第2期厨房機器

3 物品概要 球根皮剥機1台、フードスライサー1台（切裁プレート含む）、フードスライサー置台1台、自動式電動水圧洗米機1台、前処理用電気制御装置1台、中型充填機1台、連続炊飯機1台、ローラーコンベヤー式、自動反転ほぐし機1台、ライスチェックカーワーク1台、炊飯釜・蓋セット25セット

4 納入期限 令和6年9月30日

5 契約金額 28,600,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 2,600,000円)

6 契約の相手方 名 称 株式会社 アイホー 神戸営業所
代表者 所長 佐宗 英樹
所在地 兵庫県神戸市東灘区住吉宮町1丁目21番16号

【丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋】

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

会 社 概 要

項 目	内 容
会 社 名	株式会社 アイホー
代 表 者 名	代表取締役社長 寺部 良洋
本 社 住 所	愛知県豊川市白鳥町防入60番地
営 業 年 数	70年
許 可 区 分	一
資 本 金	835,512千円
実績高 (2年平均)	17,803,278千円
従 業 員 数	468人
契約担当支店営業所等	神戸営業所

受 注 実 績

(単位 : 千円)

発注者	元/下	件 名	受注金額	納 期
丹波市	元	柏原・氷上学校給食センター第2期厨房機器購入	130,900	令和4年9月
神戸市	元	(北) コンテナ洗浄機及びコンテナ搬送コンベア更新業務	34,100	令和5年8月
神戸市	元	(北) 食缶消毒保管機更新業務	29,700	令和5年8月
丹波市	元	柏原・氷上学校給食センター第3期厨房機器購入	33,000	令和5年9月
丹波市	元	春日学校給食センター第1期厨房機器購入	53,900	令和5年9月

入札参加業者及び開札結果(物品)

物品番号	丹教総物第35号		
件名	春日学校給食センター第2期厨房機器購入		
納入場所	春日学校給食センター		
開札年月日	令和5年11月16日	(仮)契約年月日	令和5年11月20日
予定価格 (事後公表)	26,911,000円 (税抜)	最低制限価格	-
物品概要	球根皮剥機1台、フードスライサー1台(切裁プレート含む)、フードスライサー置台1台、自動式電動水圧洗米機1台、前処理用電気制御装置1台、中型充填機1台、連続炊飯機1台、ローラーコンベヤー式、自動反転ほぐし機1台、ライスチェックカ一1台、炊飯釜・蓋セット25セット		

業者名	第1回入札額	再入札額	備考
株式会社 アイホー 神戸営業所	26,000,000円		落札
ホシザキ阪神 株式会社	27,500,000円		

落札者名	株式会社 アイホー 神戸営業所		
落札者所在地	兵庫県神戸市東灘区住吉宮町1丁目21番16号		
契約金額	28,600,000円 (うち消費税相当額 2,600,000円)		
		納入期限	令和6年9月30日